

神奈川県立平塚看護大学校

学校評価報告書

第2号



2021年3月

学校評価報告書刊行に寄せて

神奈川県立平塚看護大学校

校長 吉岡 幸

本校は昭和 47 年 4 月に開学後、時代の要請に応え得る人材を育成するために平成 29 年 4 月に全国でも数少ない、そして神奈川県内初の 4 年制の看護師基礎教育を行う平塚看護大学校として新たなスタートをしています。昨年度の 3 月には、初めての卒業生が社会に羽ばたき、今まさに看護師として歩み始めました。

社会情勢では新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、今も人々にとって不自由な生活が続いており、医療従事者は終わりのない状況下で懸命に専門職としての役割を発揮するために奮闘しています。このような中で、看護職に対する社会の期待は更に高まっており、同様に人材育成を担う本校の看護師基礎教育への期待を念頭におき、日々の教育に努めて参りました。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症に係る制約の中での学校運営を強いられたため、カリキュラムの調整を余儀なくされ、臨地実習は学内実習等に置き換えなくてはならない状況でした。性善説では行かない教育の現場に身を置き、一心に学生の成長を願い、講師の皆様、実習施設の皆様のご支援を得ながら教職員が一丸となって取り組んできたところです。看護師基礎教育 4 年間の完成形を目指していた年度でしたが、このような状況下でのカリキュラム運営とその学校評価となり、教育の全てを効果的に実施できたとは言い難いものがあります。

しかし、まさにこの体験は、本校の教育が目指す“時代の変化に対応できる自律して看護師として働くことのできる人材”の育成に繋げていけるものであると確信しています。コロナ禍で人々の生活が変化したこと、一人ひとりが自覚と責任ある行動をとること、医療提供体制がひっ迫したことなどは、経験知として学生の今後の学びに反映され、考えて行動することのできる人材の育成に繋がっていくと考えています。

そのためにも、どのような状況下であっても、組織的・継続的に PDCA サイクルを活性化させ、創意工夫を重ねながら教育の水準を高め提供していくことが必須です。本校の 4 年制看護師基礎教育が目指す目的を見定め、社会保障制度改革の推進の元、保健・医療・福祉における社会の担い手となる質の高い看護人材を育成できるよう、これからも学校運営に努めていきたいと存じます。

そして、2022 年度のカリキュラム改正を目前にしておりますが、4 年制の看護師基礎教育を更に軌道に乗せ発展させていきたいと考えております。

目次

学校評価報告書刊行に寄せて

I	教育理念・教育目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1.	法的整合性と独自性	1
2.	教育理念・教育目的の意義と周知	1
3.	看護専門職についての考え方	3
4.	看護教育についての考え方	3
5.	学習・教育観と学生観	4
6.	教育理念・教育目的の評価	5
II	教育目標・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1.	教育理念・教育目的との一貫性	6
2.	目標内容の側面と到達レベルの側面	6
3.	設定意図と明確性、実現可能性	7
4.	教育目標の評価	9
5.	継続教育との関連	9
III	教育課程経営・・・・・・・・・・・・・・・・	11
1.	教育課程経営者の活動	11
2.	教育課程編成の考え方とその具体的な構成	12
1)	カリキュラムの概念図	12
2)	教育課程の特色	13
3)	教育課程の考え方	14
4)	看護の主要概念の考え方	15
5)	科目の特徴	15
3.	教育内容の階層的関連性とその配分の考え方	17
4.	科目・単元構成	19
5.	教育計画	20
1)	単位履修の考え方	20
2)	科目の配列	21
6.	教育課程評価の体系	22
1)	単位認定の考え方	22
2)	評価の体系	23
7.	教員の教育・研究活動の充実	27

1) 教員の専門性を高める体制	27
2) 教員の相互研鑽を保障するシステム	27
3) 教員の自己研鑽を保障するシステム	28
8. 学生の看護実践体験の保障	29
1) 実習施設の選択と開拓	29
2) 実習目標到達のための実習施設との協力体制	31
3) 臨地実習指導者と教員の協働	31
4) 学生からケアを受ける対象者の権利の尊重	32
5) 臨地実習における安全対策	32
IV 教授・学習・評価過程	35
1. 授業内容と教育課程の一貫性	35
2. 看護学としての妥当性	37
3. 授業内容間と発展	38
4. 授業の展開過程	39
5. 目標達成の評価とフィードバック	40
6. 学習への動機づけと支援	41
V 経営・管理過程	47
1. 設置者の意思・指針	47
2. 組織体制	47
1) 意思決定機関・意思決定システムの明確性	47
2) 組織の構成と教員職員任用の考え方	48
3) 教職員の資質向上についての考え方と対策	48
3. 財政基盤	49
4. 施設設備の整備	51
1) 整備の考え方と計画性	51
2) 看護学の発展や医療看護学のニーズ、学生層の変化に対する整備	52
3) 学生及び教職員のための福利厚生整備	54
5. 学生生活への支援	54
1) 学修継続への支援体制	54
2) 学習困難への支援体制	57
3) 社会的活動への支援体制	58
4) 卒業後の進路選択への支援体制	58
6. 養成所に対する情報提供	59
1) 教育活動に関する関係者への情報提供	59

2) 広報活動	59
7. 養成所の運営計画と将来構想	60
1) 年間の運営計画と評価	60
2) 短期計画	60
3) 中・長期計画	60
VI 入学	62
1. 入学者の選抜の考え方と教育理念・教育目的との一貫性	62
1) 入学者の選抜の考え方	63
2) 指定校推薦入学試験・AO入学試験合格者に対する入学前教育	63
2. 選抜の公平性	64
3. 選抜方法の妥当性	64
4. 入学希望者開拓への取組み	66
VII 卒業・就職・進学	68
1. 進路選択の状況と教育理念・教育目的の整合性	68
2. 卒業時の看護実践能力および卒業後の活動状況の評価	69
VIII 地域社会・国際交流	70
1. 地域社会と交流するための体制	70
1) 地域社会への貢献とニーズの把握	70
2) 地域社会における資源の活用	70
2. 国際交流のための体制	71
1) 学生・教員の国際的視野を広げるためのシステム	71

I 教育理念·教育目的

I 教育理念・教育目的

1. 法的整合性と独自性

<現状の説明>

本校は看護師として必要な知識と技術を修得し、将来社会に貢献できる健康で教養豊かな人材を育成することを目的として昭和 47 年 4 月に「神奈川県立平塚高等看護学院」の名称で開校した。昭和 54 年 4 月に学校教育法に基づく専修学校となり「神奈川県立平塚看護専門学校」と改称した。平成 23 年に、神奈川県において「神奈川県 医療のグランドデザイン」を受け、「神奈川県における看護教育のあり方検討会」が発足した。平成 24 年 12 月に出された最終報告書に、神奈川県の取り組みについて①准看護師養成の早期停止と看護師養成への移行②就業看護師数の増加（看護課程の定員増を含む）③看護基礎教育における課題の整理および看護基礎教育の神奈川モデルの提示の 3 点が挙げられた。そこで、本校は、時代のニーズに即した高い看護実践能力をもち自律的に活動できる人材を養成する「看護基礎教育の神奈川モデル」の構築をめざし、平成 29 年 4 月に、修業年限を 4 年とした 3 年課程の専門学校として「神奈川県立平塚看護大学校」に改編した。

本校の教育のコンセプトは「看護師になる教育から看護師として働く教育への転換」であり、期待する卒業生像は、基本的な看護実践能力が身につく、新人看護師から地域・在宅を対象とした看護領域で働くことのできる看護人材である。これを元に教育の特色として①ナイチンゲール看護思想、②確かな人間関係能力、③時代のニーズに即した看護実践能力の 3 つの柱を掲げた。4 年制教育を開始し、4 年目となり、学校の理念に基づいた教育内容の具現化とともに、常に次世代を見据えた看護基礎教育を追究している。

<点検・評価>

看護専門職の職能団体である公益社団法人日本看護協会も看護の質の向上のためには看護基礎教育の改革が不可欠とし、重点政策として「看護基礎教育の 4 年制化」を挙げている。本校は、平成 25 年度より 4 年制教育課程の検討を始め、保健師助産師看護師養成施設指定規則との整合性を確認した。また、学校運営に当たっては、関連法規を遵守している。「学生便覧」に本校の設立の趣旨・沿革を記載し、学則には設置における法的根拠を明示している。さらに「学校案内」「カリキュラムガイダンス」には、教育理念・教育目的を明記し周知している。

<将来の改善・改革に向けた方策>

4 年制教育課程の運営を開始し、令和 2 年度は 4 年目となり、令和 3 年 3 月に 1 期生が卒業した。今後も看護師国家試験の合格及び県内の医療機関への就職を目指していく。

2. 教育理念・教育目的の意義と周知

<現状の説明>

本校の教育理念・教育目的は次のとおりである。

教育理念

神奈川県立平塚看護大学校は、ナイチンゲール看護思想を基盤とし、相手の立場にたちあたたかなこころのこもった看護を大切にする教育を実践します。

経験をとおり、ありのままの自分を受け入れ、豊かな人間性を養い、人々との相互関係の中で成長しあ

って、質の高い看護が実践できる看護師を養成します。

さらに、保健・医療・福祉における幅広い視点から社会における看護の役割を考え、時代のニーズに即した看護実践能力が身につく教育を目指します。

教育目的

本校は、学校教育法及び保健師助産師看護師法に基づき、看護師として必要な知識及び技術を修得し、ナイチンゲール看護思想に基づく看護を実践でき、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

1) 教育理念・教育目的の意義

フローレンス・ナイチンゲールは、その著書である「看護覚え書」の中で、看護の独自性と「看護の原理」を提唱している。本校は、日本が遭遇している少子超高齢社会の激動の中で、この看護の原理を学ぶことが、看護の発展につながると考えた。

また、フローレンス・ナイチンゲールは、看護を実践するために「理性的な関心」「こころのこもった関心」「技術的な関心」の「三重の関心」があるとしている。人との関わりの経験を通して自己理解・他者理解を深めながら確かな人間関係能力を養い「こころのこもった関心」を培っていきたいと考えた。

さらに、少子超高齢社会や医療提供体制の変化等に伴い看護師の役割はますます拡大している。人の生活を整える看護実践能力を養い、病院のみならず地域・在宅も視野に入れた教育を実践している。

2) 教育理念・教育目的の周知

本校の教育の考え方について「カリキュラムガイダンス」に「教育課程構築に関する考え方」として具体的に明記している。また、入学時には保護者説明会や入学生オリエンテーションにおいて「学生便覧」「カリキュラムガイダンス」「臨地実習ガイダンス」を用いて教育課程の概念図、学習進度、カリキュラムマップ等を用いて説明をしている。さらに、臨地実習先では、実習調整や実習説明会時に看護管理者や指導者に対して説明を行っている。入学後は、各年次のオリエンテーションや実習オリエンテーションなどのたびに、繰り返し学生への説明を行っている。

新採用の教員については、教育理念や教育目的、カリキュラムや学生状況について入職時にオリエンテーションを実施している。また各専任教員は、授業デザインなどそれぞれの教育活動の中で教育理念や教育目的を軸にした展開をしている。

さらに学校説明会やオープンキャンパスでは、本校の設置の目的や教育理念を具体的に説明するとともに「学校案内」に記載し広報をしている。

<点検・評価>

「ナイチンゲール看護思想」を基盤とした教育理念・目的を明確に提示するとともに、様々な方法で可視化している。また、あらゆる機会において、学生・保護者、外来講師や実習施設、高校生等に説明している。

<将来の改善・改革に向けた方策>

教育理念・教育目的について繰り返し説明し周知することは、学生の学習活動に不可欠である。また、

本校の教育の特色を広報する上でも重要である。今後もわかりやすく説明をしていく必要がある。

3. 看護専門職についての考え方

<現状の説明>

本校は、「本校がめざす看護」について「カリキュラムガイダンス」の中で次のように明示している。

- 1) 看護とは、病気を看るのではなく人を見るという考えのもと、ナイチンゲール看護思想に基づき「生命力の消耗を最小限にし、その人の持てる力が最大限に発揮できるようにしながら、生活の自立をその質の向上が図れるように生活を整える」ことととらえています。
- 2) 看護とは、生命の尊厳と倫理観に基づく人間愛を基盤として、常に人間対人間のこころのふれあいから共に成長しあう相互作用によって成り立っているととらえています。

さらに、看護専門職として必要な能力を「人間関係能力」「看護実践能力」「看護観」「チームで働く力」「自ら考え学び続ける力」ととらえ、「卒業時に期待する学生像」として掲げている。

これらは、教育課程において授業・実習のねらいとして、その考え方や態度を理解し身に着けることができるようにしている。

<点検・評価>

本校の看護の主要概念は、ナイチンゲール看護思想を基盤に定義している。その内容は、教育理念や本校がめざす看護、教育目的と整合性がある。さらに、教育の結果としての看護専門職像を「卒業生像」として明確にしている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

4年制の教育課程を実施し、卒業生を輩出するまでにどのように成長しているのか、看護専門職に求められる能力を客観的に評価する必要がある。今年度より教育理念に基づく自己点検・自己評価について、「卒業時に期待する学生像」の5つの能力「人間関係能力」「看護実践能力」「看護観」「チームで働く力」「自ら考え学び続ける力」の視点で実施しており、今後継続していく。

4. 看護教育についての考え方

<現状の説明>

本校は神奈川県立の看護専門学校として、県内に有能な看護師を輩出する使命がある。特に、時代のニーズに即した看護実践能力を育成のために、学内にスキルラボを整備し、より臨床に近い状況でのシミュレーション教育を繰り返し行い、着実に科学的根拠となる知識・技術が身につくように学習計画を立案している。さらに、論理学・教育学・ナラティブなどを段階的に学習し、内省から気づく授業や論理的思考が身につく授業をとおして、看護実践能力が向上する教育を目指して実施している。

また、地域社会の人々、実習施設の指導者、近隣の看護大学や看護学校の教員を対象として「公開講座」を実施している。また「教員研修」においても近隣の看護学校の教員へ開催の案内をし、学びを共有する機会としている。

さらに、地域における専門学校役割を担うべく、平塚市と協定を締結し、平塚市富士見公民館主催の「母子教育学級」、市内の中学校の「上級学校訪問」などを協力し開催している。

本校は、地域・在宅において活躍できる看護師の育成を大切にし「地域密着健康教育」や地域・在宅看護論実習など地域の中で地域と連携しながら教育活動を行っている。

<点検・評価>

本校は、神奈川県立の専門学校としての使命を持ち、神奈川県内に多くの卒業生を輩出してきてきた歴史を持つ。そして、どのような人材を育成したいのかは明確に示されている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

平塚市富士見公民館と共に行う「母子教育学級」や、「地域密着健康教育」での地域との連携を継続し、社会貢献をすすめていく。さらに、平塚市の「災害時におけるボランティア支援及び施設使用に関する協定」についても、さらに地域との連携を拡大していく。

5. 学習・教育観と学生観

<現状の説明>

平成 29 年の 4 年制教育の開始に伴い、入学選抜試験を「指定校推薦入学試験」「AO 入学試験」「一般入学試験」の 3 本とした。結果、社会人経験者の入学者は減少した。学生の特徴としては、意欲的に学習に取り組む学生と学習の習慣がついていない学生の 2 極化が認められる。また、生活背景も様々であり、アルバイトをしながら学業を継続している学生も少なくない。そこで、本校では、担任制をとり、個々の学生の背景を理解した上でサポートができるようにしている。また、1 年次の授業においては 40 名のクラス別授業を基本とし、きめ細やかな指導ができる体制を取っている。さらに、それぞれが自分を理解し、目標に向かって進む経過を大切にできるようにポートフォリオを活用している。

教育理念・教育目標を具現化すべく、スキルラボ教室の新設、情報処理室やコミュニティルームの整備など本館の改修工事が行われた。看護教員は保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則り配置されている。4 年制教育を実施するに当たり、専任教員（看護科長・長期研修者を含む）は平成 29 年度 23 名、平成 31 年度 26 名、令和 2 年度 28 名が配置されている。

<点検・評価>

学習者である学生の捉え方については、入学時の学生の背景を記載したデータで管理されている。さらに、学生の学びを支援するために環境については、教員確保状況の文書や本館改修に係る文書等により明示されている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

物的環境の整備は進んだが、実際の活用とその効果についての評価が必要である。さらに教員の人数は当初予定配置より少ない状況があるが、数的な評価だけでなく、個々の教員の背景や教育力の向上についても評価をしていく必要がある。

6. 教育理念・教育目的の評価

<現状の説明>

教育理念・教育目的の評価として、各科目の「授業評価」（「実習評価」含む）については、平成14年3月の専修学校設置基準の改正による自己点検・自己評価の努力義務化に伴い、平成15年度より科目の終了時に授業評価を行っている。また、新たな教育理念・教育目的に添って評価項目を変更し実施している。

4年制カリキュラムになり、卒業生像である「人間関係能力」「看護実践能力」「看護観」「チームで働く力」「自ら考え学び続ける力」の5つの視点に沿い、各年次の到達目標を定め、教育理念に基づく自己点検・自己評価を実施した。また、技術経験録についても年次ごとの集計を実施した。

<点検・評価>

- ① その都度、教育理念・目的の点検を行いながら進めている。
- ② 卒業時の学生の到達度を示しており、教育理念に基づく自己点検・自己評価を実施して進めている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

学生の看護技術経験録の分析やカリキュラムの年次目標評価については令和元年度より実施し、客観的な評価の指標としていく。また、授業評価をカリキュラム評価として発展させていくために、カリキュラム委員会の中でカリキュラム評価を定着させていく必要がある。

II 教育目標

II 教育目標

1. 教育理念・教育目的との一貫性

<現状の説明>

本校の教育理念はナイチンゲール看護思想を基盤としている。そこで「人間関係能力」「看護実践能力」「看護の探求」「連携・協働・推進」「専門職業人としての倫理観」「豊かな人間性」の6つの概念を抽出し、教育課程を構築し、以下のように教育目標を設定した。

教育目標

1. 人と関わる経験をとおして、自己理解・他者理解をしていくことで、深く人間を理解し、豊かな人間関係能力を養う。
2. 生命の尊厳と倫理観に基づく人間愛を基盤として、こころのふれあう看護実践能力を養う。
3. 対象の生活の自立と生活の質の向上が図れるように、生活を整える看護実践能力を養う。
4. 保健・医療・福祉における看護の役割を理解し、多職種と連携・協働し、地域・在宅においても看護実践を推進できる能力を養う。
5. 専門職業人としての倫理観をもち、自ら学び行動することで、広い視野を持ち、看護であることないことを探究し続ける能力を養う。

<点検・評価>

本校の教育目標は、教育理念や教育目的を達成するために必要な教育内容を反映している。それは、カリキュラムガイダンスにおいて、教育課程構築に関する考え方においても明示されている。また、7領域それぞれの目標を設定し、科目目標や単元目標に繋がる階層的な構想となっている。さらに各科目の授業内容は、教育会議において科目のねらいや目標、授業の進め方など細部にわたり協議し決定をしている。よって、教育理念・教育目的の一貫性は保証されていると言える。

<将来の改善・改革に向けた方策>

平成29年度より開始した教育課程の第1期生が卒業した。教育理念に基づく自己点検・自己評価を強化した視点で実施しており、教育目標の到達度を評価し、教育理念・教育目的との一貫性について評価を継続している。

2. 目標内容の側面と到達レベルの側面

<現状の説明>

4年制カリキュラムでは、入学時からカリキュラムガイダンスに学年ごとの到達目標を可視化している。ナイチンゲールの看護思想に基づいて、「看護であることを考え続け実践できる力」と「人間を理解する力・豊かな人間関係力」を学ぶことができるように教職員間で一致させながら取り組んでいる。

<点検・評価>

カリキュラムガイダンスに、教育課程構築に関する考え方として、その特色および教育課程の基本的な考え方について明示している。これは、教育目標の設定意図を明確にすることであり、学生の学習の指針

であり教育に当たる教員にとっても教育活動の指針となっている。教育目標は、この内容とも整合性があり具体的行動や思考の特徴が分かりやすく記載されている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

学生の教育活動の指針となっているかについては、カリキュラム評価や学年目標の到達度を評価していく必要がある。また、教育活動の指針となり得ているのかについては、4年制カリキュラムの各学年の評価が学生観にも繋がってくるため、年次ごとの評価と関連させて点検をしていく必要がある。また、授業設計の段階から、教育理念・教育目的・教育目標、領域の目標、科目の目標を基本とした設計を実施し、その内容の検証をしていく必要がある。

3. 設定意図と明確性、実現可能性

<現状の説明>

「人間関係能力」「看護実践能力」「看護観」「チームで働く力」「自ら学び考え続ける力」の5つの力を卒業時に期待する学生像とした。そして、各年次の学びの特徴を次のように明記している。(表1参照)

1年次：土台を作る

看護職に成長するために必要な基盤となる科目を学び、自分自身の土台をつくる。

2年次：使ってみる

1年次で学んだ土台となる知識を実際に活用し学びを深める。

3年次：繰り返し使う

臨地実習での経験をさらに振り返り、看護であること、看護でないことを学びの経験を通して考え、知識・技術・態度・能力を発展させる。

4年次：定着・継続させる

学びの集大成として、看護であること、看護でないことを考え続け、知識・技術・態度・能力を定着させるとともに継続を目指す。

さらに、5つの力についても、その項目ごとに、年次の到達目標を設定している。

<点検・評価>

本校では、各年次の到達目標やカリキュラムマップでどのような内容をどのようなレベルまで到達させるかの指標を設け明示している。さらに、科目間のつながりについても日常生活行動を中心に1年次から4年次までどのように学ばせるのかを検討している。しかし、到達レベルの評価には至っていない。

目標内容については、看護実践者としての能力の育成と専門職としての生涯学習の視点から自律した学習者としての能力の育成などの内容は網羅されており、教育環境も整備されている。また、継続教育との関連については、新人看護師教育との連動が図れるようにユニフィケーションシステムを活用した取り組みができています。

<将来の改善・改革に向けた方策>

教育理念に基づく自己点検・自己評価を、各年次に実施した。今後、具体的な目標や到達レベルの評価

表1 各年次の到達目標

学びの特徴	教育目標		<p>1. 人と関わる経験をとおり、自己理解・他者理解をしていくことで、深く人間を理解し、豊かな人間関係能力を養う。</p> <p>2. 生命の尊厳と倫理観に基づく人間愛を基盤として、こころのふれあう看護実践能力を養う。</p> <p>3. 対象の生活の自立と生活の質の向上が図れるように、生活を整える看護実践能力を養う。</p> <p>4. 保健・医療・福祉における看護の役割を理解し、多職種と連携・協働し、地域・在宅においても看護実践を推進できる能力を養う。</p> <p>5. 専門職業人としての倫理観をもち、自ら学び行動することで、広い視野を持ち、看護であることないことを探究し続ける能力を養う。</p>				
	卒業生像	5つの花びら	人間関係能力	看護実践能力	看護観	チームで働く力	自ら学び考え続ける
看護であることを考え続け実践できる力	4年次	<p>定着・継続させる</p>  <p>●学びの集大成として、看護であること、看護でないことを考え続け、知識・技術・態度・能力を定着させるとともに継続を目指す。</p>	<p>●自己洞察を深め、他者との関係をより良い関係に発展できる</p> <p>●さまざまな対象の立場に立って自ら関わり、積極的に援助的人間関係を築ける</p> <p>●状況に応じ自己の役割を理解し行動できる</p> <p>●他者との相互関係を通し自分自身も成長できる</p>	<p>●対象の生命力の消耗を最小にし生活の自立とその質の向上が図れるよう生活過程を整える看護ができる</p> <p>●対象の状況に合わせて臨床判断でき、援助を選択し実施できる</p> <p>●複合的な状況をアセスメントできる</p> <p>●臨床判断に基づき計画立案、実施、評価、修正を繰り返し看護を実践できる</p> <p>●計画した看護を自ら周囲の人々に指導・助言・協力を得ながら実践できる</p>	<p>●論理的思考力を用いて、自己の看護観を他者に表現できる</p> <p>●看護であること看護でないことについて自ら問いをたて考え続ける</p> <p>●ナラティブで確かめられたことを活用し実践できる</p>	<p>●ケアの質を高めようとするために、どのように多職種等と連携・協働すればよいのか考え、行動することができる</p> <p>●組織として医療安全を考えることができる</p> <p>●生活を営むための社会保障制度を理解できる</p> <p>●看護に関する制度、政策を理解し、経済的視点、社会的視点で看護を考えることができる</p>	<p>●専門職業人を指す者として自律して責任のある行動を継続する</p> <p>●生命倫理の4原則を理解し、倫理的視点で考えることができる</p> <p>●社会の変化や動向に関心を寄せながら、自律的に考え、判断し、行動する姿勢を継続することができる</p>
	3年次	<p>繰り返し使う</p>  <p>●臨床実習での経験をさらに振り返り、看護であること看護でないことを学びの経験を通して考え、知識・技術・態度・能力を発展させる。</p>	<p>●自分も相手も尊重しながら自己理解、他者理解を深める</p> <p>●自己の思考・行動に気づき、他者への影響を考えられる</p> <p>●人の認識のありようと行動の関連を理解する</p> <p>●さまざまな人の立場に立って考え援助的人間関係が築ける</p> <p>●様々な集団の中で、メンバーシップ、リーダーシップ、パートナーシップを発揮できる</p> <p>●生命を尊重し倫理観に基づき行動できる</p>	<p>●対象の生命力の消耗を最小にし、自然治癒力が発動しやすいよう生活過程を整える看護ができる</p> <p>●さまざまな状態・療養の場にある対象のアセスメント、計画立案、実施、評価ができる</p> <p>●実施したことを適切に報告・連絡・相談できる</p> <p>●生活を営む人を支える社会資源の活用を理解できる</p>	<p>●論理的思考の4つの考え方（時間軸、因果関係、対比、上り下り）を用いて、意見交換できる</p> <p>●幅広い視野で看護であることないことをこだわって考える</p> <p>●内省し考えたことを活用できる</p> <p>●看護における研究の意義を理解できる</p> <p>●文献を批判的に吟味し活用できる</p>	<p>●保健・医療・福祉および社会におけるさまざまな職種の専門性を理解し、互いの力を発揮しあうための多職種連携が理解できる</p> <p>●多職種連携におけるパートナーシップを理解する</p>	<p>●専門職業人を指すものとして自律して責任のある行動がとれる</p> <p>●社会の変化や動向に関心を寄せながら、自律的に考え、判断し、行動することができる</p> <p>●自己のキャリア開発を考慮することができる</p>
	2年次	<p>使ってみる</p>  <p>●1年次で学んだ土台となる知識を実際に活用し学びを深める。</p>	<p>●自己のありようにより気づき、他者に表現できる</p> <p>●ありのままの自分を肯定する</p> <p>●他者の多様性を理解する</p> <p>●アサーティブにコミュニケーションできる</p> <p>●相手の立場に立って考え関わる</p> <p>●メンバーシップ、リーダーシップが発揮できる</p> <p>●生命を尊重し倫理観に基づいた姿勢を持つ</p>	<p>●健康障害による生命力の消耗を最小にするよう生活過程を整える看護援助ができる</p> <p>●日常生活を営む人の健康障害が理解できる</p> <p>●生活を営む人の多様性を理解できる</p> <p>●観察した事実をつなぎ合わせ、対象の心身に起きていることをアセスメントできる</p> <p>●アセスメントに基づき計画立案、実施、評価する</p> <p>●実体験からケアリングについて考えることができる</p> <p>●観察した事実を報告し相談できる</p>	<p>●論理的思考の4つの考え方（時間軸、因果関係、対比、上り下り）を用いて、自分の考えを表現できる</p> <p>●看護であることないことをこだわって考える</p> <p>●内省し考えたことを表現できる</p>	<p>●保健・医療・福祉における看護の役割について理解し、連携・協働について考えることができる</p>	<p>●専門職業人を指す者としての自覚を持ち、責任のある行動がとれる</p> <p>●自己の役割や目標を意識し、主体的に学習することができる</p> <p>●社会におけるさまざまな規範の根拠について考えることができる</p> <p>●情報を適切に活用できる</p>
	1年次	<p>土台をつくる</p>  <p>●看護職に成長するために必要な基盤となる科目を学び、自分自身の土台をつくる。</p>	<p>●人間関係の基本を理解する</p> <p>●ありのままの自分を見つめる</p> <p>●自分という存在に気づく</p> <p>●聴く、伝える、受けとめることができる</p> <p>●相手の立場に立って考える</p> <p>●人権の尊重、生命の尊厳について学び倫理観を培う</p>	<p>●生活を営む人の生活過程を整える看護援助ができる</p> <p>●身体のしくみがわかる</p> <p>●フィジカルアセスメントができる</p> <p>●看護過程の基礎を理解する</p> <p>●看護の対象となる人をわかる</p> <p>●観察した事実を報告できる</p>	<p>●論理的思考の4つの考え方（時間軸、因果関係、対比、上り下り）がわかる</p> <p>●ナラティブ（経験を語り合い振り返ることで自分を見つめ自ら気づきを発見する）の基礎を理解する</p> <p>●自分と他者の考えがわかる</p> <p>●看護であること看護でないことを考える</p>	<p>●保健・医療・福祉における看護の役割について知る</p>	<p>●専門職業人としての看護師の役割と責任を知る</p> <p>●看護職の倫理綱領を理解する</p> <p>●周囲の人や物事に興味を持ち、看護学生として自己学習する姿勢を身につける</p>

人間を理解する力・豊かな人間関係力

を行っていく。授業評価、カリキュラム評価を繰り返し実施し改善に向けた取り組みを継続していく必要がある。

4. 教育目標の評価

<現状の説明>

4年制の教育課程となり、各授業科目の評価については、「講義 終了後アンケート」として実施し集計・分析をしている。また、実習についても実習毎のアンケートによる評価をしている。評価の内容は、授業方法や内容、さらに「人間関係能力」「看護実践能力」「看護観」「チームで働く力」「自ら考え学び続ける力」の視点で評価をしている。

また、授業科目の学修評価は、教育会議（成績会議・単位認定会議）において、修得状況を把握することができている。このことにより、より授業内容及び実習指導の工夫ができるよう努力している。

<点検・評価>

科目ごとの授業評価および実習評価は実施しており、その評価をもとに教育内容の見直しや方法の変更はできている。また、教育会議において学習の修得状況の把握と評価し教育活動に活かすことはできているが、各年次の目標についての客観的な評価はできていない。

<将来の改善・改革に向けた方策>

教育理念に基づく自己点検・自己評価を各年次に実施した。各年次の到達目標や看護技術経験録集計についても分析を継続し、卒業時の看護実践能力の到達状況についても客観的な指標をもとに点検をしている。今後も、国家試験の合格状況、就職後の就労状況、卒業生の看護実践能力の評価や、認定看護師等の資格取得状況や大学院への入学など進路についてもデータを取得し評価をしていく必要がある。

5. 継続教育との関連

<現状の説明>

卒業時に期待する学生像をなでしこの花で表現し、「人間関係能力」「看護実践能力」「看護観」「チームで働く力」「自ら考え学び続ける力」の5つの力が身につくことを目指した教育を実践している。これは、本校を卒業した後も、自ら、保健・医療・福祉における幅広い視点から看護の役割を考え続けられる看護師であること、看護の普遍的な役割を基盤に、時代のニーズに即した看護実践能力を追求できる看護師であることを期待したものである。

また、本校は平成16年度より、ユニフィケーションシステムを導入している。4年制の教育課程となっても、実習病院において新人看護師の教育プログラムに参加し、基礎教育から新人教育に向けた継続的な教育について検討し協働できるように活動をしている。また、実習病院の看護師が、学生の状況を含む基礎教育を理解し、実習だけでなく卒業後の教育プログラムに活かすという目的を持ってユニフィケーション看護師として活動をしている。

<点検・評価>

本校の教育課程は継続教育との関連について検討された内容と言える。また、主たる実習病院において

ユニフィケーション活動を継続しており、看護基礎教育と卒後教育の一貫性が図れるように活動している。4年制教育課程における卒業生を輩出しておらず、継続教育との関連についての評価には至っていない。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

3年制教育課程における卒業生の90%は、病院への就職であった。本校は、新人看護師であっても、訪問看護ステーション等の地域・在宅において活躍できる看護師の育成を目指している。今後、活動の場の広がりの中での継続教育のあり方について病院や施設等との連携を深めて検討し、改善する必要がある。

Ⅲ 教育課程經營

III 教育課程経営

1. 教育課程経営者の活動

<現状の説明>

本校の教育課程の運営は、教育理念・教育目標に沿った健全な学校運営を推進するための運営会議、学校行事や入試等の学校運営を円滑に推進していくための職員会議、教育活動を円滑に進めていくための教育会議・科内会議・講師会議、さらに教育課程を推進していくための業務を委員会組織で構成している。

教育課程の活動については、看護科長の次に授業・臨地実習を円滑に遂行するために教務調整、実習調整に関する担当者を配置している。科目は、7つの領域で構成され、『人間を理解する領域』『関係を深める領域』は外部講師、『看護実践のための知を身につける領域』『看護実践のための技を身につける領域』『看護を創造し探究する領域』『連携・協働・推進を学ぶ領域』『専門職業人としての倫理観を深める領域』は外部講師及び校内教員が教授している。

校内教員の構成は、本校独自のカリキュラムである基礎看護学（10名）、精神看護学（2名）、地域・在宅看護論（3名）、発達看護論（6名）、健康段階別看護論（5名）の5つをそれぞれ担当している。当カリキュラムは、指定規則に定められる専門分野（基礎看護学・成人看護学・老年看護学・小児看護学・母性看護学・精神看護学・在宅看護論）を網羅している。これらの各領域で構成するリーダー会議を行い、カリキュラムマネジメントの視点から、科目間の横断的な連携を強化している。

クラス運営については、学年担任（1学年3名）を配置し、教育課程に示している年次目標に向かってクラス運営にあたっている。担任は、学生状況を学習面、生活面、健康面を継続的に把握し、定期的な面接を行い、個々の学生の成長に大きくかかわっている。

これらの様々な活動の計画・実施・評価については、教育会議または職員会議で教職員が合意しながら進めている。講義・臨地実習の終了時には、学生からの授業評価を行い、教育理念・目的が達成したかの視点で点検し報告書を作成している。

運営会議

月2回第1・3火曜日を定例日としている。校長、次長（管理課長）、看護科長、管理課副主幹、をもって構成している。会議の進行等の総括は次長であり、運営会議の審議事項は、学則諸規程等の制定及び改廃に関する事、教育方針に関する事、組織運営及び予算に関する事、施設及び設備に関する事が主なものである。

職員会議

月1回第1水曜日を定例日としている。全教職員をもって構成している。会議の進行等の総括は次長であり、職員会議での審議事項は、式典関係、入試委員会、学校見学会等が主なものである。

教育会議

月1回第1水曜日を定例日としている。校長、次長、看護科長、全教員で構成している。会議の進行等の総括は看護科長であり、審議事項は教育内容に関する事、学生の指導に関する事、学生の成績、卒業認定及び修了に関する事、学生の健康管理に関する事が主なものである。

科内会議

月2回第1・3水曜日を定例日としている。看護科長、全教員で構成しており、会議進行等の総括は看護科長である。審議事項は、看護科業務に関する事、カリキュラムに関する事、学生の教育に関する事が主なものである。

講師会議

年1回3月を定例としており、校長、次長、看護科長、全教員と外部講師、実習施設の教育担当者、実習指導者で構成している。会議の進行等の総括は看護科長である。教育課程についての評価及び今後の在り方等について共有、意見交換を行っている。

カリキュラム委員会

委員長及び委員は、看護科職員のうちから校長が任命し、委員長が必要に応じ招集している。検討事項は、カリキュラムガイダンスに関する事、カリキュラム全体の運営・評価に関する事である。

<点検・評価>

教育課程を編成、運営する組織は規程に基づき明確になっており、教育課程に関する内容の検討等は十分検討を重ねながら実施し、その結果を次に活かすことができている。科内会議については、実習スケジュールに応じて変更しているが、必要事項をタイムリーに検討できている。

近年、学生の背景の多様化、学習低迷者や生活面の支援も継続的に必要な学生もいる。そのため、教育課程の運営にあたっては、これまで以上に個別の対応が求められることが必須となり、今後の支援の新たな戦略が求められる。

<将来の改善・改革に向けた方策>

今後もカリキュラムを実施するにあたり、教育課程の実施・評価を継続して丁寧に行っていく必要がある。また、多様化する学生像を踏まえ、時代に即した教育方法を工夫していく必要がある。

2. 教育課程編成の考え方とその具体的な構成

<現状の説明>

1) カリキュラムの概念図

この概念図は、学生が成長する学びの姿を、成長を支える栄養豊かな土壌、その土壌から水と栄養をたっぷりと蓄え、しっかりと根をはり大輪のなでしこの花を咲かせる「なでしこの花の姿」で表現した。

成長を支える土壌は、本校独自の7つの領域である、「人間を理解する領域」「関係を深める領域」「看護実践のための知を身につける領域」「看護実践のための技を身につける領域」「看護を創造し探究する領域」「連携・協働・推進を学ぶ領域」「専門職業人としての倫理観を深める領域」である。これらの7



図1 教育課程の概念図

つの領域が栄養となり、豊かな土壌を耕し、さらに、人との関わりの経験をとおして、芽吹き、双葉から蕾、そして大輪の「なでしこの花」を咲かせる姿を表現している。これらの学習により、“看護であるものと看護でないものを見分ける眼”を持ち、自分自身の看護観を育みながら、ジェネラリストとして自律した看護師の育成につながっていく。

2) 教育課程の特色

看護とは、病気を看るのではなく人を看るというナイチンゲール思想に基づき、生命の尊厳と倫理観に基づいた人間対人間のこころのふれあいから共に成長しあう相互作用によって成り立っていると捉えている。住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムにおいて未来に活躍する“看護師として働ける看護師”の育成を目指して、1. ナイチンゲール看護思想、2. 確かな人間関係能力、3. 時代のニーズに即した看護実践能力の育成を教育の特色としている。

(1) ナイチンゲール看護思想を基盤とした教育を実践します

フローレンス・ナイチンゲールは、その著書である「看護覚え書」の中で、看護には医学とは異なる独自の働きがあると看護の専門性を示し、時代が変わっても、国や場所が異なっても、そこに人の生活がある限り決して変わらない「看護の原理」を提唱しています。

本校は、日本が遭遇している少子超高齢社会の激動の中で、この看護の原理を学ぶことが、看護の発展に繋がると考えました。“看護であるものと看護でないものを見分ける眼”を養い、今後さらに看護師の役割期待がされる中で、ナイチンゲール看護思想に示される専門職業人としての人間観を養い、看護実践の基礎力がしっかり身につく自律型看護教育を目指します。

(2) 確かな人間関係能力を養います

看護を実践するためには、フローレンス・ナイチンゲールは、「三重の関心」があると提唱しています。1つめは、科学的根拠と豊かな創造性に基づくケアを実践するための「事例に関する理性的な関心」、2つめは、対象となる人々をかけがえのない一人の人として慈しみ相手の立場にたったあたたかなこころとこころが通い合うなかで生まれるケアのための「(もっと強い)こころのこもった関心」、3つめは、生命力の消耗を最小にし持てる力を最大限に発揮できるように生活に働きかけるための「技術的(実践的)な関心」です。これらが融合されたところに質の高い看護実践能力が養われると考えています。

「(もっと強い)こころのこもった関心」を養うために、人間関係論の宿泊体験 授業、論理学、教育学、ナラティブ等の授業をとおし、<立場を換えて、感じ考え行動できる力><聴く力><受けとめ考える力><表現する力><論理的に思考する力>等を養い、人との関わりの経験をとおして自己理解・他者理解を深めながら確かな人間関係能力を養う教育を目指します。

(3) 時代のニーズに即した看護実践能力を養います

少子超高齢社会や医療提供体制の変化等に伴い、看護師の役割拡大はさらに期待されています。人の生活を整える看護実践能力を養い、病院のみならず地域・在宅も視野に入れた教育を目指します。

具体的には、修業年限の延伸により、標準的な教育内容にとらわれない教育課程とし、学内にスキルラボを整備し、より臨床に近い状況でのシミュレーション教育を繰り返し行い、着実に科学的根拠となる知識・技術が身につく学習を積み重ねます。

さらに、論理学・教育学・ナラティブを段階的に学習し、内省から自ら気づく授業や論理的思考力が身に付く授業をとおして、看護実践能力が向上する教育を目指します。

3) 教育課程の考え方

人間を理解する領域	人間を理解する領域では、看護の主要概念である「人間」を理解するために、人がどのような存在であるかについて、論理的思考力を培いながら幅広く学び「人は一人ひとりがかげがえのない存在であり、環境と相互に作用しながら成長・発達する存在である」ことを理解できるよう構成した。
関係を深める領域	教育課程の特色でもある確かな人間性を養うために、看護の対象となる人との幅広いコミュニケーションのあり方を学ぶとともに感性を磨き、自己を理解し他者を理解していくことで、深く人を理解し相手の立場にたち関係を築くことができる人間関係能力を高めることができるよう構成した。
看護実践のための知を理解する領域	ナイチンゲール看護思想を基盤とし、対象を全人的にとらえこころとこころを通わせながら、生命力の消耗を最小限にし、持てる力が最大限に発揮できるように科学的根拠と豊かな創造性に基づき、対象の個別性に応じて生活に働きかけ安全に看護を実践するための知を学ぶことができるよう構成した。
看護実践のための技を身につける領域	時代のニーズに即した人の生活を整える看護実践能力を養うために、対象を全人的にとらえこころとこころを通わせながら、生命力の消耗を最小限にし、持てる力が最大限に発揮できるように科学的根拠と豊かな創造性に基づき、対象の個別性に応じて生活に働きかけ安全に看護を実践するための、人に向き合う姿勢と技を学べるよう構成した。また、臨地実習では、人に向き合う姿勢・知・技を統合し、看護を実践する力を養う領域としている。
看護を創造し探究する領域	ナラティブ、ケアリング、研究方法の概念を学び、経験を通して看護の意味づけを行うことで、“看護であるものと看護でないものを見分ける眼”を養い、自己の看護観を追究していく力を養う構成としている。
連携・協働・推進を学ぶ領域	地域で働ける看護師を育成するために、多職種との連携・協働について学び、対象中心のケアをめざして、実践の場における多職種連携の中で看護の役割を明確にできることが重要であり、保健・医療・福祉のそれぞれの専門性を活用しケアの実践をマネジメントできる力を養う構成としている。
専門職業人としての倫理観を深める領域	人間の尊厳を守り倫理観を高め専門職業人としての倫理的な判断をするための基礎的能力を養う構成としている。

4) 看護の主要概念の考え方

用語		定義
看護の主要概念	人間	<p>人間は、身体的・心理的・社会的・スピリチュアルな側面をもつ統合体である。</p> <p>人間は、一人ひとりがかけがえのない存在であり、共生しあい環境と相互に作用しながら成長・発達しつづけている。</p> <p>人間は、自然治癒力をもち、生命を営んでいる。生命の営みは、一人ひとりが持つ認識のありようによって変化し、生活に影響する。また認識も生命の営みの質に影響を受け生活に影響する。また人それぞれに持てる力を備え、自分で自分の生きる方向性を決定するという強力な思考と意思を持っている。</p> <p>人間は、社会の中で人と関わり、文化を身につけることによって、個人として家族として集団としての価値や特性を形成しつつ、自立した状態を目指してそれぞれの生活を営んでいる。</p>
	環境	<p>環境は、人間を取り巻くすべての外的環境、内的環境を意味し、これらは相互に影響し合い、人間の生活に影響する。</p>
	健康	<p>健康は、人間が人間として生きるうえでの基本となるものである。その人が持てる力を発揮し、その人らしくより良い生活を送ることができる状態である。</p> <p>人間は障害や疾病の有無に関わらず、その人なりの自立や健康の保持・増進や回復を目指して行動する。</p> <p>健康は、保健・医療・福祉のシステムによって社会に保障されなければならない。</p> <p>健康は、環境と相互に影響する。</p>
	看護	<p>看護は、病気を看るのではなく人を看るという考えのもと、ナイチンゲール看護思想に基づき「生命力の消耗を最小限にし、その人の持てる力が最大限に発揮できるようにしながら、生活の自立とその質の向上が図れるように生活を整える」ことである。</p> <p>看護は、生命の尊厳と倫理観に基づく人間愛を基盤として、常に人間対人間のこころのふれあいから共に成長しあう相互作用によって成り立っている。</p>

5) 科目の特徴

(1) 形態機能学から看護につながる形態機能学そして看護技術論へ

フローレンス・ナイチンゲールは「看護がなすべきこと、それは自然が患者に働きかけるに最も良い状態に患者を置くことである」と提唱し、自然治癒力が体内で発動しやすいように、対象の生活のあり方のすべてを生命力の消耗を最小にするよう整えていくことを看護の基本原理としている。この看護を実践するためには、生活を営む人のからだのしくみ、回復のメカニズムを生理学的・生物学的根拠から学び、看護の視点で病を見つめ、何が生命の消耗を最小にするのかを理解していくことが必要不可欠になる。

そこで、1年次に着実に「日常生活を営む人のからだのしくみがわかり」、2年次に「対象の日常生活におきているからだの変化が理解でき」、3年次には「対象の生命力の消耗を最小にし、自然治癒

力が発動しやすいよう生活過程を整える看護ができる」、さらに4年次には、3年次までに身につけた看護実践能力を定着・継続させたうえで“看護であるものと看護でないものを見分ける眼を養う”ことを目指し科目を構成している。

4年制では、従来の医師による病気のメカニズム中心の授業形態から、看護を実践するために、まず生命のしくみを理解する授業への変換が必要と考え、1年次に生命のしくみを理解する形態機能学Ⅰ、そして日常生活行動の視点からからだのしくみを理解する形態機能学Ⅱ・Ⅲを導入した。それらを看護につなげ、「看護につなげる形態機能学」そして「看護技術論（フィジカルアセスメント・生活援助①②）」に発展していくよう構成した。

（2）発達看護論、健康段階別看護論

これまでの「成人看護学」「老年看護学」といった領域ごとの「点」での捉え方や病気から看護の対象を看るのではなく、人間をライフサイクルの中で成長発達する存在ととらえている。そのため、指定規則に定められた専門分野を網羅しながら横断的に網羅し、対象となる人間を出生から死に至る一生のサイクルの中で学習が深まるように発達看護論とした。また、もう一つの柱として、健康段階に即した支援を考える力を身に着けることを目指し、健康段階別看護論とし、領域横断的に授業展開を構築した。

（3）ナラティブ

臨地実習で経験したことをとおして、学生が「内省」し「自分の気づき」にする教育が重要と考え、学生が考えたことを論理的思考で客観的かつ冷静に振り返ること、また“他者との対話”から内省し自ら気づく看護実践を目指している。

（4）看護過程

ナイチンゲール看護思想と同じく、日常生活行動に焦点を当てて看護の対象をみつめるヴァージニア・ヘンダーソンの看護理論が、看護過程の手法として看護の初学者にとって活用しやすいと考え取り入れている。

（5）シミュレーション教育による実践力や判断力の育成

4年制カリキュラムでは、実習時間を指定規則で定める時間数の1.3倍の1,305時間、演習時間についても大幅に増やしている。そのため、設備面では病床を再現したスキルラボ教室の新設、看護実践シミュレーターを複数台導入した。本校におけるシミュレーション教育は、アセスメントに基づき、援助を選択し、実践する力を養うことをねらいとしている。そこで「状況判断能力をするための基礎となる専門知識を学ぶ力を育てる」「タスク・トレーニングにより基本的技術の確実な修得を目指す」「シチュエーション・ベースド・トレーニングにより、看護に必要な思考過程を育てる」ことを目指した演習を実施している。

表1：シミュレーション教育 各年次の到達目標

4年次	磨き上げる期間	<ul style="list-style-type: none"> ● シチュエーション・ベースド・トレーニングを繰り返し、状況に応じた臨床判断を磨く。 ● チーム・トレーニングを実施する。
3年次	仕上がりの学年	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な状況において全身のアセスメントができる。 ● アセスメントからケアの必要性を判断し、実施できる。 ● 実施したことを適切に報告・連絡・相談できる。
2年次	<ul style="list-style-type: none"> ● 観察したことをつなぎ合せ、対象の身体に起きていることを理解できる。 ● 観察した事実を報告し、相談できる 	
1年次	<ul style="list-style-type: none"> ● 確かな知識に基づいて、対象の身体に起きていることを考えられる。 ● 基準値との違いや正常・異常がわかり、報告できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● タスク・トレーニングにより確実な技術を身につける事ができる。

<点検・評価>

カリキュラムガイダンスに、教育課程構築に関する考え方として、その特色および教育課程の基本的な考え方について明示している。これは、教育目標の設定意図を明確にすることであり、学生の学習の指針であり教育に当たる教員にとっても教育活動の指針となっている。教育目標は、この内容とも整合性があり具体的行動や思考の特徴が分かりやすく記載されている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

学生の教育活動の指針となっているのかについては、カリキュラム評価や学年目標の到達度を評価していく必要がある。また、教育活動の指針となり得ているのかについては、4年制カリキュラムの各学年の評価が学生観にも繋がってくるため、年次ごとの評価と関連させて点検をしていく必要がある。また、授業設計の段階から、教育理念・教育目的・教育目標、領域の目標、科目の目標を基本とした設計を実施し、その内容の検証をしていく必要がある。

3. 教育内容の階層的関連性とその配分の考え方

<現状の説明>

ナイチンゲール看護思想をカリキュラム編成の基盤としたうえで、6つの基本概念「人間関係能力」「看護実践能力」「看護の探究」「連携・協働・推進」「専門職業人として倫理観」「豊かな人間性」を抽出し、この基本概念から本校独自の7領域を設定している。

6つの基本概念と7領域との関連は、カリキュラムガイダンスで明示しており、かつカリキュラムマップで示している。

表 3. 領域別科目数、時間数の割合

7つの領域	単位	科目数	時間数	時間数の割合
人間を理解する領域	13	13	270	7.5%
関係を深める領域	10	10	215	6.0%
看護実践のための知を身につける領域	45	38	1,115	31.0%
看護実践のための技を身につける領域	34	19	1,290	35.9%
看護を創造し探究する領域	12	9	315	8.8%
連携・協働・推進を学ぶ領域	11	8	300	8.3%
専門職業人としての倫理観を深める領域	4	4	90	2.5%
合計	129	101	3,595	100%

<点検・評価>

7領域については、具体的な内容をカリキュラムガイダンスに明示している。また、単位数と時間数については、看護であることを考え続け実践できる力と深く人間を理解する力・確かな人間関係能力の関係に基づいて、バランスよく時間数を配分している。

<将来の改善・改革に向けた方策>

授業評価から、ナイチンゲール看護思想に基づき、7領域がバランスよく教授されているかを評価していくとともに、教育内容の評価をする必要がある。

4. 科目・単元構成

<現状の説明>

本校がめざす看護は、ナイチンゲール看護思想に基づき「生命力を最小限にし、その人の持てる力が最大限発揮できるようにしながら、生活の自立とその質の向上が図れるように生活を整える」ことととらえている。この考えを基盤としたうえで、本校独自の7領域「人間を理解する領域」「関係を深める領域」「看護実践のための知を身につける領域」「看護実践のための技を身につける領域」「看護を創造し探究する領域」「連携・協働・推進を学ぶ領域」「専門職業人としての倫理観を深める領域」を設定している。

＜点検・評価＞

人間関係能力については、人間を理解する領域、関係を深める領域を1年次から4年次まで学ぶ科目が配置されている。看護実践能力では、看護を実践するための知を身につける領域を1・2年次に、看護を実践するための技を身につける領域を3・4年次に配置し、カリキュラムの特色でもある時代のニーズに即した看護実践能力を育成するための科目配置がされている。看護を創造し探究する領域、連携・協働・推進を学ぶ領域、専門職業人としての倫理観を深める領域は、主に3・4年次に科目配置されており、確かな人間関係能力を養い、専門職業人としての看護実践能力を持った地域で働ける看護師として必要な能力が養うことができる配置となっている。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

今後は、授業評価結果をもとに、卒業時に目指す姿や教育目標の到達から、科目、単元編成の整合性を評価して行く必要がある。

5. 教育計画

1) 単位履修の考え方

＜現状の説明＞

教育課程は前期（4月～9月）、後期（10月～3月）の2学期制である。学生は履修申請を入学時、学年開始時に1年間の授業科目及び単位数を届け出る。教育課程に関することは、「神奈川県立平塚看護大学校学則」（以下学則とする）に示し、具体的な4年間のカリキュラムの進捗、学科目のねらい、授業内容、単位、時間数については「カリキュラムガイダンス」に明記している。新入生および保護者には、入学時オリエンテーションで概要の説明を行っている。学科目は1単位から2単位で設定している。

学則第4章第9条により、授業科目、単位数及び時間数並びに単位の計算方法を提示している。授業科目の基本的考え方は、1単位45時間を必要とする内容であり、授業方法に応じては、1単位を15～30時間としているため、15～30時間の自己学習を要する。

各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、1単位の履修時間を15時間とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、1単位の履修時間を30時間とする。
- (3) 臨地実習については、1単位の履修時間を45時間とする。

授業科目は各期で終了する科目、通年で終了する科目がある。

学則第9条の3に基づき、「授業科目の学修の評価等に関する規程」を定めている。同規程第4条では、所定の授業時間数の3分の2以上の出席が学修評価の条件となっている。また、学修の順序については、第2条に次のように定めている。

学生は、原則として教育課程に定められている順序で履修しなければならない。

2年次に履修すべき看護実践のための知を身につける領域、看護実践のための技を身につける領域の科目を履修するためには、1年次に修得すべき看護実践のための知を身につける領域、看護実践のための技を身につける領域を修得していること。

3年次に履修すべき看護実践のための知を身につける領域、看護実践のための技を身につける領域の科目を履修するためには、原則として2年次に修得すべき看護実践のための知を身につける領域、看護実践のための技を身につける領域、看護を創造し探究する領域を修得していること。

4年次に履修すべき看護実践のために知を身につける領域、看護実践のための技を身につける領域の科目を履修するためには、3年次に修得すべき人間を理解する領域、関係を深める領域、看護実践のための知を身につける領域、看護実践のための技を身につける領域、看護を創造し探究する領域、連携・協働・推進を学ぶ領域、専門職業人としての倫理観を深める領域の科目を修得していること。

また、各看護学実習については、看護学実習履修要件を定めている。

欠席時間の算定については、授業開始時に不在で開始後45分までに入室した場合、及び開始後45分以上たってから退出した場合は、1時間の欠席とする。授業開始から45分過ぎてから入室し出席した場合、及び授業開始後45分前に退出した場合は2時間の欠席とすることを定め、臨地実習においては、60分以内の遅刻や早退を1時間単位で欠席とすることを定めている。履修時間の3分の2以上の出席をするよう指導している。学生が学校保健安全法施行規則（第1種・2種・3種）に基づく出席停止を要する疾患に罹患した場合、その他正当な理由と認められる証明がある場合は教育会議を経て、補習講義または補習実習を受けることができることを授業科目の学修の評価等に関する規程で定め、単位修得のための評価が受けられるよう支援している。

令和元年度は、旧カリキュラムを履修している学生がいる。再履修者については、旧カリキュラムで履修する対応を行っている。

＜点検・評価＞

科目履修の方法と制約については、「学生便覧」に提示し、学生に入学オリエンテーション時、ホームルーム時に説明している。1年次については、単位履修の方法やその制約について繰り返し説明し理解できるよう指導を行った。再履修生については聴講できるようにし学習支援を行った。学習状況が低迷している学生については、確実に単位修得できるよう学習支援の強化が必要である。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

単位修得の方法とその制約について学生が理解できるよう、さらに具体的な指導が必要である。単位修得に向け、1単位45時間を必要とする内容であり、15～30時間の自己学習を要するため、自己学習とする課題内容を具体的に提示し、学生が取り組めるよう支援していく必要がある。

2) 科目の配列

＜現状の説明＞

いのちと健康の論理を看護の基本原理であると提唱しているナイチンゲール看護思想をカリキュラム編成の考え方の基盤とし、6つの基本概念「人間関係能力」「看護実践能力」「看護の探究」「連携・協働・推進」「専門職業人としての倫理観」「豊かな人間性」から、本校独自の7領域「人間を理解する領域」「関係を深める領域」「看護を実践するための知を身につける領域」「看護実践のための技を身につける領域」「看護を創造し探究する領域」「連携・協働・推進を学ぶ領域」「専門職業人としての倫理観を深める領域」を設定している。1年次前期・後期は「人間を理解する領域」1年次前期・後期から2

年次前期・後期、3年次前期、4年次後期に「関係を深める領域」、1年次、2年次、3年次に「看護を
実践するための知を身につける領域」1年次から4年次に「看護実践のための技を身につける領域」、
1年次前期から始まる実習は、2年次、3年次、4年次へと積み上がる。「看護を創造し探究する領域」
では1年次から4年次まで通してナラティブを軸に自ら気づく看護実践を目指し位置付けている。ま
た、3年次、4年次に「連携・協働・推進を学ぶ領域」、1年次後期・3年次前期・4年次前期に「専門
職業人としての倫理観を深める領域」とした。(表2. カリキュラムマップ 参照)

＜点検・評価＞

6つの基本概念「人間関係能力」「看護実践能力」「看護の探究」「連携・協働・推進」「専門職業人と
しての倫理観」「豊かな人間性」から、本校独自の7領域でカリキュラムを構成し、1年次から3年次
までの授業科目を実施した。授業内容について会議で検討し、学生が関連科目とのつながりを意識した
学びとなるよう工夫している。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

学年が上がる毎に、学習内容がより専門的になるため、基礎的な内容を確実に理解し、各年次で学
習の積み重ねができるよう、学習方法の指導をより具体的に行っていく必要がある。

6. 教育課程評価の体系

1) 単位認定の考え方

＜現状の説明＞

授業科目の学修の評価等に関する規程 第4条から、原則として当該授業科目の所定の講義、履修時
間の3分の2以上を出席し、第10条により、その授業評価の学修の評価に合格した者については、前
期・後期の教育会議にて、当該授業科目の単位の評価及び認定を行っている。同規程の第5条に揚げる
事由により、定められた期日に試験を受けることができなかつた者については、願い出により追試験を
実施している。合格しないものについては、同規程の第6条に定められた期日に願い出により再試験を
実施している。

臨地実習の学修評価が合格に満たないものについては、原則として再実習を行わないとしている。

学年末の成績で全科目の3分の2以上において「良」以上の評価が得られている場合は、教育会議に
て審議の上、2単位を限度に特別再試験を受けることができることを定めている。

科目の学修評価については、授業科目の学修の評価等に関する規程 第7条に科目の学修評価の配
点は、100点満点とし、80点以上100点までを優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を
可、60点未満を不可とする。追試験の評価は、得点の8割とすることを規程している。再試験および
特別再試験の評価は、60点を上限としている。同規程の第8条に未修得科目の履修について、出席時
間が満たされ、かつ科目の修得が不可の場合、再履修のうえ評価を受けることが定められている。同規
程の第10条に、単位授与について学生は学則第9条の別表に掲げる各年次に定める授業科目の単位を
取得しなければならないこと、単位授与は各学年度末に行う教育会議の議を経て校長が決定することが
定められている。

＜点検・評価＞

単位認定の考え方、方法は学則に明示している。既修得単位認定について、入学決定後、本人からの認定の申請を受け、授業内容やシラバスをもとに単位認定を外部講師の意見を参考に既修得単位認定委員会・教育会議で決定している。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

単位認定に向け、学習状況を確認し指導を継続していく必要がある。入学後から、学習の方法について、より具体的に指導していく必要がある。

2) 評価の体系

＜現状の説明＞

ナイチンゲール看護思想をカリキュラム編成の考え方の基盤とし、6つの基本概念「人間関係能力」「看護実践能力」「看護の探究」「連携・協働・推進」「専門職業人としての倫理観」「豊かな人間性」が培われているかを明確にするため、教育会議での検討や学生による授業評価を行っている。

教育会議では、教育内容に関する事、学生の指導に関する事、成績、単位認定、卒業認定及び修了に関する事などの評価を行っている。学生による授業評価は、授業方法や内容について、講義を通じて達成できたこととして、人間関係能力、看護実践能力、看護観、チームで働く力、自ら考え学び続ける力について評価できるものとして実施している。

倫理的配慮として、事前に授業評価の目的について説明し、評価結果についても目的以外に使用しないこと、記載された内容によって成績に影響することがないことを説明し了解を得ている。(表4. 授業評価表参照)

また、令和2年度は、「教育理念に基づく自己点検・自己評価」(表5)を作成し、学年別に年度末に実施した。内容は、5つの能力と学習環境、学生教育のカテゴリーで構成している。

＜点検・評価＞

授業評価については継続的に実施しており、回収率は、概ね8割以上とである。評価結果は集計し、年度末の講師会議で学校内外の教員および外部講師と共有している。

令和2年度は、「教育理念に基づく自己点検・自己評価」を実施したが、回収率は、9割以上であり、各学年の5つの能力のバランスはよく、年次に応じて能力が培われていることがわかる。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

評価内容、設問について検討し、より本校の教育課程の評価が適切に行えるよう評価修正していく必要がある。今後に向け、学年末に年次ごとに評価していく必要があるため検討し、今後教育評価をさらに充実させていく必要がある。

表5. 教育理念に基づく自己点検・自己評価

		設問
人間関係能力	1	相手の立場に立って、考えることができた
	2	人権及び生命を尊重し、倫理観に基づいた姿勢を持つことができた。
	3	アサーティブなコミュニケーションを通して、援助的人間関係を築くことができた。
	4	さまざまな場面・活動の中で、メンバーシップ・リーダーシップが発揮できた
	5	自分も相手も尊重しながら自己理解・他者理解を深めることができた
看護実践能力	6	からだのしくみがわかり、フィジカルアセスメントを活用し、臨床推論による複合的な状況をアセスメントできた
	7	生活を営む人の多様性や成長発達し続ける存在であることが理解できた
	8	生命力の消耗を最小限にし、自然治癒力を発動しやすいよう看護援助を考えることができた
	9	演習（シミュレーション教育等）・実習を通して、必要な状況判断を養うことができた
	10	看護技術の原理・原則がわかり、安全・安楽・自立をふまえて生活過程を整えるよう看護実践ができた
看護観	11	看護をする上で、論理的思考（時間軸、因果関係、対比、上り下り）が必要であることが理解できた
	12	ナラティブを通して、内省し考えたことを表現できた
	13	看護であること看護でないことについて考えることができた
	14	自己と他者の看護の意味について、意見交換（語る・聴く・看護の意味を考えること）ができた
	15	学校生活全般（講義・演習・実習・学校行事等）を通して、看護の意味について確かめることができた
チームで働く力	16	クラスやグループでの学習では、自ら率先して働きかけられた
	17	専門職業人を目指すものとして、規則等に則り行動ができた
	18	医療安全（事故防止、感染対策、災害時の対応）における知識・技術・態度を身に付け、行動することができた
	19	チームにおける多職種連携・協働について、考えることができた
	20	看護に関する制度、政策を知り、保健・医療・福祉における看護の役割が理解できた
自ら考え学び続ける	21	看護を学ぶ意味や学ぶ楽しさを経験することができた
	22	授業時間外を活用し、主体的に学習に取り組むことができた
	23	社会の変化や動向に関心を寄せて、看護に関する必要な情報集ができた
	24	自律的に考え判断し行動することができた
	25	専門職業人を目指すものとして、自己の目標を持ち、継続して学習に取り組むことができた

学 習 環 境	26	教材、学習室、演習室は、学習に役立てられる環境であった
	27	カリキュラムガイダンス、臨地実習ガイダンス、学生便覧は活用できた
	28	学習の順序性を確認しながら、臨むことができた
	29	事務手続きや連絡網（掲示板・さくら連絡網）は適切であった
	30	学年の目標を確認し、互いに成長できるクラス運営だった
学 生 教 育	31	日頃から挨拶、報告・連絡・相談をすることができた
	32	教員は学生の学習意欲を尊重し支援してくれた
	33	スクールカウンセラーの存在を知り、必要時に活用できた
	34	実習施設は、学校と連携を図り、指導体制が整っていた
	35	学校生活内外を通して、豊かな人間性を育む経験ができた
【自由意見】		

7. 教員の教育・研究活動の充実

1) 教員の専門性を高める体制

<現状の説明>

本校の専任教員は、令和3年3月現在、基礎看護学領域11名（看護科長1名含む）、精神看護学2名、地域・在宅看護論3名、発達看護論7名、健康段階別看護論5名の28名である。長期研修1名の予定であったが、今年度の教員養成課程の開講が中止となった。

それぞれの教員の臨床での経験や専門性を踏まえて担当する講義や実習を決めている。一人当たりの講義時間数は約35.6時間である。授業時間数は、教員の経験等により偏りがある。

また、本校では、“こころを理解する実習”“地域・在宅看護論実習”など、教員の専門領域を超えて実習を担当する。実習指導をするに当たり、教員へのオリエンテーションを丁寧に行うとともに、実習施設での教員研修を実施し、教員の専門性や教育力を高めることができるように計画をしている。さらに、実習中は、実習場の教育的環境や学生の状況等について情報交換をしている。また、タイムリーに教員同士で相談・支援ができよう、教員配置を検討している。

<点検・評価>

本校は地域包括ケアシステムの中で看護師として活躍できるジェネラリストの育成を目指している。担当する科目や実習等の教員の役割については、それぞれの教員の経験を活かし、専門性を深められるようにしているが実習等で専門領域を超えて教育に当たることで、ナイチンゲール看護思想の基盤とした教育を追究する機会となっている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

看護教員は、看護師としての自己の専門領域だけでなく、看護のジェネラリストとして広く看護を伝える教育力が求められる。授業科目の内容だけでなく、時間数や授業の準備時間数、自己研鑽に向けた取り組みなどを含めて評価する必要がある。

2) 教員の相互研鑽を保障するシステム

<現状の説明>

今年度（令和2年度）の本校での教員の経験年数は、長期研修中の教員が1名、新任看護教員が3名、2年目5名、3年目4名である。つまり、12名が神奈川県看護師等養成機関連絡協議会における看護教員研修制度（看護教員のキャリア発達に基づく教員研修プログラム）において、キャリア発達ステージの第Ⅰ期に当たる。そこで、教員の配置においては、専門性のみならず、新人とベテランの配置のバランスを考え、授業設計から実施およびリフレクションに至るプロセスを指導できる体制が取られている。また、実習配置についても、指導的な役割を担う教員の元、日々の教育実践が積み重ねられるようにしている。

さらに、学外の教員や実習指導者との相互研鑽の場を設けている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、学外との研修はやむを得ず実施しなかった。学会や研修には、参加した教員からの伝達講習を実施している。

＜点検・評価＞

平成 29 年度から「教育力の向上」を組織の目標に挙げて取り組みをしている。教育について語り合う中で、それぞれが自分自身の教育活動を振り返ることができている。新しい教育課程を作り上げていく過程で教育のあり方について意見交換をし、ともに育つ風土ができつつある。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

看護科会議や領域内での会議において、授業や実習の評価を実施している。これは、学生の評価を通して、自己の教育的な関わりを評価することにもつながる。また、学会や研修会での学びの伝達講習を実施しているが、授業や実習にどのように活かせるかという視点での評価も必要である。「教育力の向上」の目標に向けて組織として取り組んでいく。

3) 教員の自己研鑽を保障するシステム

＜現状の説明＞

神奈川県看護師等養成機関連絡協議会の「神奈川県における看護教員研修制度 看護教員のキャリア発達のめやすに基づく教員研修プログラム」の中で開催される研修を始め、担当する講義や実習を踏まえた研修会等に積極的に参加できるように計画をしている。さらに、本校の教育の特徴であるシミュレーション教育の充実を図るための研修会に毎年参加できるように調整をしている。学会や研修会への参加人数は表 6 のとおりである。

＜点検・評価＞

公務による学会や研修会等への参加は、組織の教育目標と教員の希望を鑑み、公平性を保てるように年間計画を立てている。自己研鑽のための時間の確保は困難な状況もあるが、自主的に研修会等に参加している教員が多い。しかし、研究活動のための時間の確保や予算の確保には課題がある。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

教員の担当する授業は、専門領域に限らない場合が多い。授業研究や準備に要する時間は担当する教員の経験により大きく異なる。また、研究活動については、業務内で実施することが困難な状況があるが、実証できるデータを残す必要がある。

さらに、神奈川モデルとして実施している 4 年制の教育課程の評価を研究的にまとめることや、広報することが求められる。計画的な取り組みや時間の保証を含めた支援が必要とされている。

表6 学会・研修会への参加状況

(人)

学会・研修等	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
日本看護協会主催学術集会	7	3	7	14(Web)
神奈川県看護協会学術集会	2	3	2	中止
その他の学術集会	1	3	4	
新入教員研修(看護師等連絡協議会主催)	3	3	4	中止
支部研修(看護師等連絡協議会主催)	全員	全員	全員	中止
看護教育フォーラム	全員	全員	全員	中止
教員継続研修(実践教育センター)	0	1	5	3
フィジカルアセスメント研修	2	1	5	0
シミュレーション研修	2	3	3	1
国家試験指導対策研修			1	3(Web)

8. 学生の看護実践体験の保障

1) 実習施設の選択と開拓

<現状の説明>

令和2年度の実習状況については、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、当初の予定していた施設より、受け入れ困難な状況となった。そのため、臨地実習科目(14科目)のうち、カリキュラムどおりに実施できた科目は、テーマ別看護実習(4年次135時間)、職場適応統合看護実習(4年次135時間)の2科目であった。また、臨地実習施設の協力のもと、1年次は1月に5日間(午前)のみ、3年次も1月～2月に6日間(午前)のみ臨地実習が可能となった。2年次については、すべてが学内実習となった。(表7参照)

<点検・評価>

各実習の実施において、指定規則に則り実習施設を選定し、看護教育の充実を図っている。また、学生配置の方針、臨地実習施設との連絡調整や日頃の実践内容を明文化し、施設側と調整しながら、企画・実施している。実習施設については、学生人数に応じて新たな実習施設を選択し開拓することができている。しかし、継続して受け入れが厳しい状況の施設については、年度ごとに実習施設の確保に向けた調整が必要である。

<将来の改善・改革に向けた方策>

学生数が増加した場合や継続した受け入れが厳しい施設がある場合は、実習施設の確保が困難となることが予測される。学校と実習施設と連携を図り、より効果的な学生指導につなげられるよう、調整や確認が必要である。特に学生数の確保が困難な場合は、早めに情報収集し、速やかに新規開拓へ行動をとることが必要である。

表7 令和2年度 臨地実習状況

令和2年度 臨地実習								
学年	実習 単位 (時間)	変更状況	日程	実習時間				学内・自宅実習の 学習課題 事例 技術 等
				臨地	学内	自宅	合計	
1	看護の対象と場を知る実習 A・B 1(45)	学内実習に変更	8/24~9/1	2	34	9	45	地域探索 生活者へのインタビュー
	看護の対象を理解する実習 A・B 2(90)	学内実習に変更 5日間(半日)のみ 臨地実習	9/2~9/4 R3.1/7~1/22	0 20	11 14	19 26	90	環境整備 バイタルサイン測定 環境整備 日常生活援助
2	発達看護論実習 I 2(90)	学内実習に変更	8/13~8/31 10/2~10/27	0	47.5	42.5	90	急性胆嚢炎 急性膵炎 バイタルサイン おむつ交換
	発達看護論実習 II 2(90)	学内実習に変更	11/9~11/25	0	31	59	90	右変形性膝関節症 深部静脈血栓予防 術後脱臼予防 床上排泄
	こころを理解する実習 2(90)	学内実習に変更	R3.1/20~3/4	0	34	56	90	うつ状態 コミュニケーション レクリエーション企画
3	健康段階別看護論実習 I 2(90)	学内実習に変更	8/11~8/19 R2.1/7~1/20	0	44	46	90	心不全 腎不全 退院指導 整形外科疾患(上肢骨折) シーネ巻き直し 退院指導
	地域・在宅看護論実習 I 2(90)	1日のみ訪問看護 ステーション実習	9/24~10/22	21	48.5	20.5	90	就労支援 地域包括支援センターの活動 精神訪問看護の事例展開 終末期のヘルスアセスメント
	発達看護論実習 III 2(90)	学内実習に変更	11/30~12/21	0	66	24	90	地域で生活する母子の理解 子どもの成長発達 子どもの幸せ・権利擁護 ポウルビーの愛着形成 母子相互作用
	健康段階別看護論実習 II 2(90)	6日間(半日) 臨地実習	R3.1/25~2/12	24	18	48	90	—
4	発達看護論実習 IV 2(90)	学内実習に変更		0	34	56	90	正常分娩 退行性変化 進行性変化 沐浴 バイタルサイン測定 退院への援助
	健康段階別看護論実習 III 2(90)	学内実習に変更	6/19~8/28	0	34	56	90	がん(膵臓・大腸・乳房・膀胱・ 前立腺・肺) フェントステープ(麻薬の取り扱い)
	地域・在宅看護論実習 II 2(90)	学内実習に変更		0	34	56	90	慢性呼吸不全 脳梗塞 胃ろう 摘便 吸引 気管切開 部ケア
	テーマ別看護実習 3(135)	(変更なし)	9/7~10/6	130	5	0	135	—
	職場適応統合看護実習 3(135)	(変更なし)	10/26~11/19	120	15	0	135	—

2) 実習目標達成のための実習施設との協力体制

<現状の説明>

各実習の開始前には、実習調整者と担当教員が実習施設の臨床指導者会議に出席し、実習目的、実習目標を周知できるようにしている。特に、4年制カリキュラムとなって初めての実習内容・実習形態の場合は、4年制カリキュラムの位置づけ、進捗状況を踏まえた実習目標と展開について理解が得られるように調整している。病院実習の場合は、初日と最終日に学生・教員・臨床指導者による3者面接により、学生が記載する「実習のあゆみ」の内容の確認、学生のレディネスを教員と臨床指導者にて共有している。日々の実習指導目標については、3者で共有しカンファレンス等を通して、学生が自らの体験を意味付けできるよう教育的視点に立って指導をしている。

<点検・評価>

臨地実習では、学生・教員・臨床指導者の3者で実習目標を共有し、到達度を把握できている。臨床実習指導に関する学校と実習施設間の見解の相違や共有事項、今後の指導上の課題等については、実習指導者会議や講師会議において意見交換を行っており、実習における指導力向上につながっている。このことにより、実習指導における学生の学びを保障している。

<将来の改善・改革に向けた方策>

4年制カリキュラムとなり、はじめての実習内容や実習形態については、学生・教員・臨床指導者の3者で、実習目標を共有し、指導体制を整えていくことが必要である。そのため、講師会議以外にも、実習施設との連携を強化するとともに、自由に意見交換をする時間が持てるようにする機会も必要である。

3) 臨地実習指導者と教員の協働

<現状の説明>

令和2年度講師会議では、表8のとおり参加があり、教育の実施状況、学生状況、教育計画について意見交換が行われた。特に4年制カリキュラム完成年度として、各領域が工夫して取り組んだことを伝え4年制カリキュラムの目標と結果を共有することができた。

表8：講師会議参加人数一覧

内訳	令和2年度	30年度	29年度	28年度
実習施設	14人（11施設）	9人（7施設）	11人（9施設）	10人（7施設）

<点検・評価>

臨床実習指導者会議や講師会議にて、見解の相違や共通事項、4年制カリキュラム完成年度の状況確認をすることで、今後の指導上の課題について意見交換が行え、学習上の指導力向上につながっている。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

4年制カリキュラムの完成年度の評価結果を踏まえて、今後も各実習目的・目標を学年目標、卒業時の到達目標と合わせて理解を得られるよう、実習打ち合わせや実習指導者会議において、働きかけていくとともに卒業生の状況についても確認する機会を設けていく必要がある。

4) 学生からケアを受ける対象者の権利の尊重

＜現状の説明＞

臨地実習ガイダンスには、無資格者である学生が患者や利用者等を受け持たせていただくにあたり、受け持ち患者の同意が必要であること、個人情報の保護について明記している。そのもととなる、「保健師助産師看護師法第42条の2 秘密保持義務」を示した。

学生には、学年の実習段階に合わせて、実習開始前に臨地実習ガイダンスに沿ってオリエンテーションを実施している。学生が、患者や利用者等へ直接的なケアを行う際は、教員、指導者、あるいは看護師の指導のもとで、安全の確保に努めて行えるようにしている。また、学生が単独で実施できる看護技術については、教員、指導者が確認したうえで実施している。

＜点検・評価＞

患者の権利を守るために、教員と指導者が緊密な連携を図り、学生への指導を計画的に行っている。学生が患者を受け持つ同意の手続きは、各実習施設の方法に従って行っている。同意書あるいは同意されたことは、診療記録に保管されている。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

学生が患者および利用者を受け持たせていただくにあたり、患者や利用者等の権利を守るためには、実習施設との緊密な連携が重要であるが、学内においても継続的に具体的に学生への周知徹底を図っていくことが必要であるため、学生状況に応じて、工夫したオリエンテーションを行っていく。

5) 臨地実習における安全対策

＜現状の説明＞

臨地実習ガイダンスには、事故防止に関すること、感染予防に関することについて明示している。学年の実習段階に合わせ、各実習開始前には、臨地実習ガイダンスに沿って学生にオリエンテーションを実施している。

また、看護学概論や医療安全の講義、看護技術の演習では、安全対策について具体的な行動レベルで指導し、実践できるようにしている。

(1) 事故防止について

令和2年度は、8件のうち1年次が5件、4年次が3件であった。1年次は実習記録の管理については、十分にオリエンテーションを実施し臨地実習に臨んだが、ファイル内の記録用紙の管理不足、実習記録・メモ帳の置忘れが発生している。学内で再度振り返り情

報管理の重要性を確認しあった。アクシデント2件については、SNS上に実習配置表を掲載するという状況が発生した。該当学生と振り返りを繰り返し、さらに各年次にも再度注意喚起を徹底した。(表9参照)

表9. 令和2年度インシデント一覧

インシデント：6件（レベル0：4件、レベル1：2件） アクシデント：2件

項目	発生状況
療養上の世話に関すること	0件 前年度:25%(8件)
診療の補助に関すること	0件 前年度:0%(0件)
観察に関すること	0件 前年度:12.5%(4件)
その他	8件 前年度:62.5%(20件)

(2) 感染症対策について

事前対策、接触した場合、発症した場合の対応について明示している。

① 結核について

入学時に、T-スポット検査を実施し、陰性か陽性かの把握をしている。また、乳幼児期からのツベルクリン反応検査、BCG歴の把握をしている。

② 水痘、麻疹、風疹、流行性耳下腺炎の抗体検査及び予防接種について

入学後に抗体検査を実施し、必要時初回実習までに予防接種を終えるよう指導している。

③ インフルエンザ予防接種について

流行時期の11月中に予防接種を受けるよう事前対策を指導している。

④ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、実習施設との調整会議を経て、各施設の実習受け入れ条件と感染対策について確認し、学生には紙面で説明を行った。

<点検・評価>

(1) 事故防止について

臨地実習から学内実習に変更となったため、昨年度との比較はできない。SNSによる事故が発生しているため、より時代に即した事故防止のための動機づけと行動変容が求められていることを踏まえて、学内演習の進捗や教授方略を検討していく。

(2) 感染予防について

令和2年度は、主に新型コロナウイルス感染症対策として、実習施設と受け入れ条件と感染対策を調整することで、学生には健康管理の意識を高め、看護学生として感染予防対策に努めるように周知し、実習中のクラスター発生はなく実施できている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

今後も安全への意識が高まるように実習オリエンテーションや実習カンファレンスなどで共有できる場を設ける。また、ヒヤリハットやインシデント報告ができる環境にしていく必要がある。

感染予防や自己の健康管理については、入学時から意識づけを行い、受診行動や予防接種が速やかに実施されるように継続的に指導していく。

IV 教授・學習・評価過程

IV 教授・学習・評価課程

1. 授業内容と教育課程の一貫性

<現状の説明>

カリキュラムの構成は、ナイチンゲール看護思想の考え方を基盤とし、6つの基本概念「人間関係能力」「看護実践能力」「看護の探究」「連携・協働・推進」「専門職業人としての倫理観」「豊かな人間性」から本校独自の7領域「人間を理解する領域」「関係を深める領域」「看護を实践するための知を身に付ける領域」「看護実践のための技を身に付ける領域」「看護を創造し探究する領域」「連携・協働・推進を学ぶ領域」「専門職業人としての倫理観を深める領域」に位置づけ、編成している。

《人間を理解する領域》

「人間」を理解する基盤となる学習であり、主に生物学的観点から理解できるよう、心理学、生命の法則、運動生理学、生化学、栄養学、微生物学の科目を設定し看護の基盤となるよう構成している。また、心身ともに社会的にも成長発達して行くことや思想的観点から理解できるよう生涯発達論、社会学、家族関係論、哲学、保健行動科学、教育学の科目を設定している。さらに、看護の専門職業人として、成長・変化する対象と関わる中で、対象の状況を把握し、思考し、言語化していくことが求められるため、論理的思考を学ぶために、論理学を設定している。内容については、カリキュラムガイダンスの科目・学習進度表、科目ねらい、授業内容を提示し科目間の関連を明確にしている。また、授業形態についても提示している。講義形態を基本としているが、授業内容に適した授業形態を適宜選択している。

《関係を深める領域》

言葉を用いて表現する力は、看護学に限らず求められるスキルであるため、1年次では、日本語表現の基礎力と応用力や世界に共通する言語として英語を学習している。特に英語では、タレントショーとして英語でのプレゼンテーションを行い、英語での自己表現から、自己の気づきや伝えること、受け取ることを学べるようにしている。

円滑な人間関係を築くためのコミュニケーションスキルを学ぶためには、コミュニケーションリテラシーを1・2年次に配置し、さらに人とのかかわりを通して自己理解・他者理解ができるようにするために、人間関係論を1年次から4年次に配置し宿泊研修としている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、宿泊研修を中止し、学内と近隣体育館を使用し、通学での展開とした。その他、聴覚障がい者に関心を向け、取り巻く諸問題に関心を向けられるよう手話について学ぶことができるようにしている。選択科目では、日本の文化と芸術を学び、感性を磨く科目としている。

《看護を实践するための知を身に付ける領域》

対象を全人的にとらえこころとこころを通わせながら、生命力の消耗を最小限にし、持てる力が最大限に発揮できるように科学的根拠と豊かな創造性にに基づき、対象の個別性に応じて生活に働きかけ安全に看護を实践するための知を学ぶ領域である。そのため、ナイチンゲール看護思想を学ぶ「看護学原論」看護の構成要素との関連を学ぶ「看護学概論」、ひとのからだのしくみを学ぶ「形態機能学Ⅰ～Ⅲ」「看護につなげる形態機能学」「病気のメカニズム」をもとに2年次では、「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ～Ⅴ」「薬理学」を位置づけている。1～3年次に「発達看護論Ⅰ～Ⅻ」を位置づけ、人間をライフサイクルの中で成長発達する存在として理解できるよう学習している。

また、地域で生活する看護の対象を理解できるよう2～3年次に「地域・在宅看護論Ⅰ～Ⅲ」で学習している。

《看護を実践するための技を身に付ける領域》

対象を全人的にとらえこころとこころを通わせながら、生命力の消耗を最小限にし、持てる力が最大限に発揮できるように科学的根拠と豊かな創造性に基づき、対象の個別性に応じて生活に働きかけ安全に看護を実践するための、人に向き合う姿勢と技を学ぶために、「看護技術論Ⅰ～Ⅴ」「看護援助論統合演習Ⅰ～Ⅱ」を位置づけている。また、人に向き合う姿勢・知・技を統合し、看護を実践する力を養うことができるよう臨地実習を位置づけている。

《看護を創造し探求する領域》

「ナラティブ」「ケアリング論」「研究方法論」「研究の実際」で構成され、経験を通して看護の意味づけを行うことで、“看護であるものと看護でないものを見分ける眼”を養い、自己の看護観を追究していく力を養うことができるように位置づけている。

《連携・協働・推進を学ぶ領域》

1～2年次に学習した多職種との連携・協働について学び、対象中心のケアをめざして、実践の場における多職種連携の中で看護の役割を明確にでき、保健・医療・福祉のそれぞれの専門性を活用しケアの実践をマネジメントできる力を養うことができるよう3～4年次に科目を位置づけている。

《専門職業人としての倫理観を深める領域》

看護学との関連を示しながら、人間の尊厳を守り倫理観を高め専門職業人としての倫理的な判断をするための基礎的能力を養う科目を構成している。

＜点検・評価＞

科目目標は、教育理念・教育目標との一貫性があり、授業内容は教育課程にそって進め、科目目標と整合性のある内容となっている。また、クラス別の授業や小テストを実施するなど講師の協力を得て授業展開することで、興味をもって授業に取り組むことができている。論理学では、身の回りの出来事にとどまらず、臨地実習での経験を振り返ることで、演繹的学習により、論理的思考を学ぶことができている。また、科目の目的に応じて、プレゼンテーション、事実の言語化などの授業形態を工夫し、学生の理解や自己の課題が明確にできるように展開されている。

令和2年度は、人間関係論では宿泊研修を取りやめとしたが、日頃の学習から離れて取り組むことができるように学外の場所を確保したこと、講師・学内教員と調整をしたことで専念して取り組むことができ、目標達成には問題がなかった。日本の文化と芸術については、所作や和のこころを学ぶ機会となっており、科目のねらいが学べている。

学生の理解の支援として、形態機能学では、小テスト・中間テストを行って自己の理解度を確認し学習方法を見直す機会としている。中間テストは、授業時間内としているため、学生の習熟度をみて、日程を決定していたが、学生にとっては計画的に取り組むことができなかつたと考える。令和2

年度は、形態機能学と看護につなげる形態機能学の進捗を合わせてカリキュラム計画を立案することで、既習の知識を活用し学習を進めることができた。

2年次は、外部講師による合同授業となっているため、学生状況を伝えて、授業の工夫につながるように外部講師と連携を図ることができている。

＜今後の展望・将来の改善・方策＞

今後も学生の背景を踏まえつつ、学習方法が身につけられるようにすることが必要である。また、科目の意味について動機づけができるようオリエンテーションを丁寧に行い、看護学を教授する専任教員が、人間を理解する領域に立ち戻って、学生に想起させながら行うことで、学生の施行をつなげて意識的に学習できるようにしていく必要がある。次年度も感染予防対策上、宿泊研修を取りやめとなる方向であるため、場所や研修内容の調整を行っていく必要がある。

今後も学生の知識の定着を確実にするために、学習支援の方法を適宜見直し、講師と連携し、学生が自立して計画的に学習に取り組めるようにすること、学生の思考をつなげられるようにしていくことが必要である。

2. 看護学としての妥当性

＜現状の説明＞

科目のねらいや授業内容については、当該授業の意図に沿った内容になっている。

1) 基礎看護学（看護学概論、看護援助論Ⅰ・Ⅱ、看護技術論Ⅰ～Ⅴ、看護統合演習Ⅱ、医療安全、研究方法論、研究の実際）

ナイチンゲール看護思想の原理を基盤として“看護であるものと看護でないものを見分ける眼”を養い、「生命力の消耗を最小限にし、その人のもてる力を最大限に発揮できるようにしながら、生活の自立とその質の向上がはかれるように生活を整える」看護を実践できる力を養うことができるような学習内容としている。また、看護の視点で病気を理解していくことの重要性が理解できるように、形態機能学の知識を活用し、看護援助論や看護技術論では、臨床判断力を養えるようワークや演習を取り入れて教授している。1～2年の学習を基盤にし、看護を探究する力が養えるよう研究についても学べるようになっている。

2) 精神看護学

当校の理念に基づいた自己理解・他者理解の学びから対象と看護師関係の理解の学習、精神保健医療と福祉と看護について学んでいる。自己の看護における傾向や自己洞察を深め、他者理解における自己理解の必要性を知ることまた対象の理解を深め看護のアプローチや治療的人間関係へ発展するための知識・技術・態度を学ぶ授業内容としている。令和2年度はCOVID-19の感染拡大が見られたが、授業方略は大きく変更せず、一部対面授業からZOOMを使用した遠隔授業へと変更したが、ブレイクアウトルームを使用してグループワークを行うなど、効果的にZOOMを活用し授業を進めることができた。

3) 発達看護論

ライフサイクルにおける人生の「現在・過去・未来」をキーワードに、対象であるひとを線や面で捉えた対象理解ができるよう授業内容を明確に示している。今年度は、COVID-19による休業期間等、様々な影響がみられた年ではあったが、授業環境を整えながら対面授業も実施できた。また、遠隔授

業の特徴を生かして授業を行うことができた。

4) 健康段階別看護論

健康段階別の特徴を踏まえ、各段階において、健康障害が対象に与える影響について学べるようにしている。特に慢性・回復期では、地域包括ケアシステムにおける病院の役割と退院を見据えた退院調整、急性期では臨床判断力を養い、看護実践能力を強化できるようにしている。また、終末期においては、対象を全人的視点や意思決定支援の考え方を深めながら看護実践できる内容を学べるように教授している。令和2年度は、感染予防対策の観点から、臨地実習が学内となったが、遠隔による情報提供と演習のバランスを考えて実践した。

5) 地域・在宅看護論

地域・在宅看護論では『地域で生活する人の多様な生活や価値を土台とした看護』を軸とした構成としている。今年度より授業構成を大幅に変更し、全ての単元を学生の固定チームで進め、法制度の知識と活用方法の理解をねらいとして「理想の訪問看護ステーションづくり」を行った。また、看護過程の展開は、事例を5事例から訪問看護で多いとされる3事例に絞り込んで展開し、じっくり取り組むことで理解が深まるようにした。更に期間についても前期から全期に変更し、地域・在宅看護論実習Ⅰ終了後に講義を組み入れ、4年次の地域・在宅看護論実習Ⅱにつながるように構成している。

<点検・評価>

担当科目においては、学生のレディネスをふまえて教授内容を明確にし、領域内で共有し授業を行うことができおり、看護学として内容の妥当性はある。また、看護学の構成をふまえた授業の意図を明確にされている。

<今後の展望・将来の改善・方策>

当該科目は、本校が目指す看護の基盤となる科目である。各看護学へどのように発展していることが出来ているかを1年次から4年次の看護実践能力の成長を評価することが必要である。

また、ナイチンゲール看護思想及びヘンダーソン看護理論の位置づけを明確にしているが、今後予想される複雑で複合的な対象の状況を推論し看護を展開する力が求められる中、対象の状況に合わせて、問題解決型思考から目標思考型思考に発展していくことができるよう、領域間の横断的つながりを強化していくことも求められる。

3. 授業内容間の関連と発展

<現状の説明>

2022年度カリキュラム改正の視点をふまえて、4つの視点で現状について説明する。

- ① 情報通信技術（以下 ICT とする）を活用するための基礎的能力やコミュニケーション能力の強化に関する内容

現在1年次で情報リテラシーを教授し基礎的能力について学習している。1年次に学習した以降パソコンを使用する科目は、企画書の作成やグループワークの発表資料の作成、研究計画書および研究論文作成などである。この中でも主に、学生個々でパソコンに必ず触れるのは、3年次の研究計画書作成のときである。そのため、USBメモリの取り扱い含め、1年次に学習してから間隔が

あいているため、パソコン使用に時間のかかる学生もいる。また、ICTを活用したコミュニケーション能力の強化については、シミュレーターを活用した演習や遠隔講義によるグループワークを実施している。

② 発達看護論と健康段階別看護論の横断的内容について

看護過程や治療の看護（薬物療法の看護）、周手術期の看護、終末期の看護など、発達看護論との重複がある。特に治療の看護では、発達看護論の中でも教授されており、成人、老年、小児の中に含まれている。教授内容として看護過程の時間数が多く、学生への負担や課題時期の重複がみられている

③ 臨床推論・臨床判断能力等に必要な基礎的能力の強化のため解剖生理学等の内容を充実

基礎的な解剖生理学については、形態機能学や看護につながる形態機能学の科目において、看護の対象であるについて、生活行動の視点からからだのしくみを学べるようにしている。また、フィジカルアセスメントで臨床推論を学び、症状アセスメントや健康段階別看護論で臨床判断をするプロセスを学習している。これらの知識をもとに、シミュレーション教育や実習で実践できるように関連させている。4年次には、客観的能力試験としてOSCEを取り入れている。

④ 対象や療養の場の多様化に対応できるよう「在宅看護論」を「地域・在宅看護論」に名称変更し、内容を充実

「地域で療養する人とその家族を生活者としてありのままにとらえ、看護実践するための基礎的知識について学ぶ」ことをねらいとして、地域・在宅看護論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲで構成し、2年次、3年次で学ぶよう構成している。3年次・4年次の2年間にわたり訪問看護ステーションで、地域・在宅看護論実習Ⅰ、地域・在宅看護論実習Ⅱを実施し、多職種との連携・協働による生活・療養の場の多様化に対応した看護実践能力を養っている。

<点検・評価>

授業内容間の関連と発展については、2022年度カリキュラム改正の視点で、点検評価を行った。その結果、ICT活用については、1年次で学習した情報リテラシーが、3・4年次の研究方法論・研究の実際に十分に生かすことができていないため、見直す必要がある。また、発達看護論と健康段階別看護論での重複があるため、教授内容を見直し、学習者にとって学びやすいように順序性も併せて見直しを行った。対象や療養の場の多様化について学べるように、2年次から地域・在宅看護論を位置付けていたが、改正では1年次から地域で生活する対象の理解をより学べるようにする必要がある。

<将来の改善・改革に向けた方策>

カリキュラム改正で見直した内容を踏まえて、学習者にとって学びが促進されているか、授業評価等を踏まえて、適宜評価を行っていく必要がある。

4. 授業の展開過程（授業形態の選択・授業の対象学生の構成と指導方法・指導技術の工夫・教材・教具の活用と開発）

＜現状の説明＞

授業形態については、カリキュラムガイダンスに提示している。授業形態は、講義を基本とし、演習（シミュレーション）、発表形式、宿泊研修、研究ではゼミ方式を取り入れている。指導方法の工夫では、クラス別（40人程度）を徹底しているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、演習ではさらに少人数制を取り入れている。《看護を実践するための知を身に付ける領域》《看護を実践するための技を身に付ける領域》では、知識と技術がつながるようグループワークや事例演習、ロールプレイングを取り入れ、考えて学ぶ学習を大切にしている。また、授業内容に応じて、認定看護師やピアサポーター（就労B事業所利用者）、模擬患者を外部講師とし、効果的な学習になるよう工夫をしている。

＜評価・点検＞

授業形態は、授業内容に応じた形態を選択している。合同講義を行う場合については、適宜検討をする必要がある。指導方法や教材の活用は、外部講師との調整、看護学では領域内で検討が行われている。

＜将来に向けた方策・改善＞

今後も授業形態や指導方法・教材の活用については、授業内容や学生のレディネスに応じて、適切な選択がされるよう、工夫をしていく。

5. 目標達成の評価とフィードバック

1) 評価の計画性

＜現状の説明＞

評価方法は、教育課程の概要に明記している。評価についてはリアクションペーパーや必要時小テストや課題提出を取り入れ、終講時には筆記試験、レポート評価を含め総合的に評価を行っている。また、すべての講義・実習で授業評価を実施している。

＜評価・点検＞

科目のねらいに応じて、評価を実施することができている。講義では、国家試験問題を取り上げ、学習のポイントがわかるように教授している。授業評価結果は、終講時に実施しているが、結果の集計がタイムリーに行えないときもある。また、アンケートの回収方法については、外部講師は教務、専任教員は授業者が直接回収しているため、倫理的配慮をふまえて回収方法を検討する必要がある。

＜将来に向けた方策・改善＞

評価については、今後も計画的に実施していく。授業評価については、回収方法の見直しとタイムリーに結果を共有できるようにする必要がある。

2) 評価結果の活用

<現状の説明>

評価については、学生便覧の授業科目の学修の評価等に関する規程に明記し、原則として当該授業科目の所定の授業時間数の3分の2以上出席し、評価に合格した者については、前期・後期で教育会議において単位認定を行っている。評価は、優・良・可及び不可を持って表し、可以上を合格として単位を授与している。今年度より、試験結果は開示しないこととなり、単位認定後成績表を本人へ手渡し、保護者へは送付をしている。

評価結果からの課題や授業評価の結果を踏まえて、年度末に講師会議を実施し、外部講師や実習病院との共有する場を設けており、令和2年度は、1期生が卒業となり、4年間のあゆみと成長、卒業時の状況について確認した。また、教育内容として、4年間工夫した取り組みについて、各領域から伝達講義を行い、ディスカッションを行った。

<評価・点検>

評価については、学生便覧、カリキュラムガイダンス、臨地実習ガイダンスに明記し、単位認定の評価は、学則の規定に則り、単位認定を行い公平性はある。

講師会議を行い、カリキュラム運営のための評価結果を内外と検討する機会を設けることで、本校の教育目標・教育内容を見直すことができている。

<将来に向けた方策・改善>

今後も評価結果をタイムリーに活用できるよう努めていく。

6. 学習への動機づけと支援

1) シラバスの提示

<現状の説明>

カリキュラムガイダンスには、科目のねらい、授業内容、学習上の留意点、使用書・参考書、評価方法について提示している。また、臨地実習ガイダンスには、実習の目的・目標、展開方法、評価項目・評価の視点を停止している。いずれも入学時、初講時、オリエンテーションで説明している。看護学については、初講時には、授業の進め方や課題など、全体の取り組みがわかるように説明している。

<点検・評価>

シラバス看護学では、追加の説明など行っているが、外部講師については詳細が直前説明となることがあり、記載内容の見直しが必要である。また、学生のシラバスの活用について動機づけの工夫が必要である。

<将来に向けた方策・改善>

カリキュラム改正に向けて、講義内容や事前準備などわかるように明示し、シラバスの活用については、引き続き動機づけを行っていく。

2) 学習支援体制

<現状の説明>

各学年担任制をとっており、学生状況を把握し、必要時個別支援をしている。特に再履修者については、教務、学年担任と再履修科目の担当教員と連携を図り、単位修得に向けた指導を行っている。国家試験に向けては、年次に合わせた模擬試験や外部講師による補講を行っている。

その他、看護実習室、図書室、情報処理室などは開放し、学習環境を整えている。

<点検・評価>

臨地実習指導のため、担任が不在になる場合もあるが、教務や科目担当者と連携を図り、支援体制は整っている。年次目標や再履修の状況に応じて、自律して計画的に取り組めるようにしている。

<将来に向けた方策・改善>

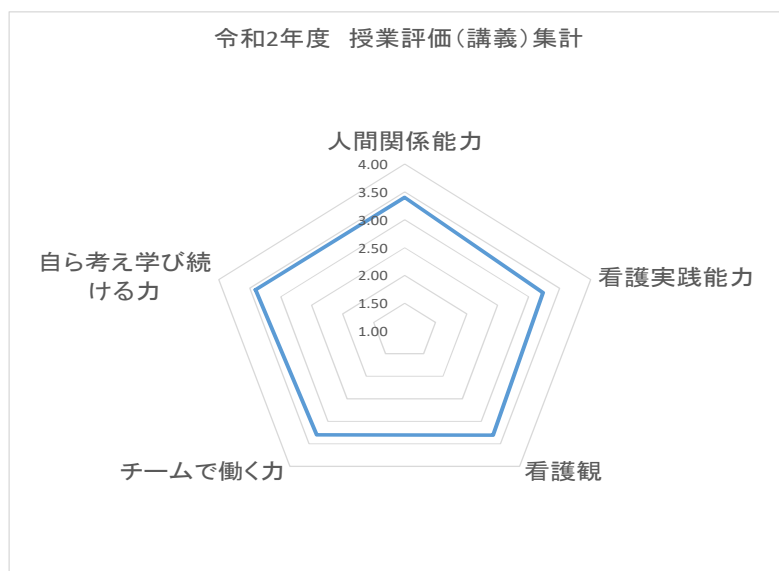
支援体制については、引き続き効果的に学習が進められるように継続していく。

授業評価（令和2年度1・2・3・4年次）結果

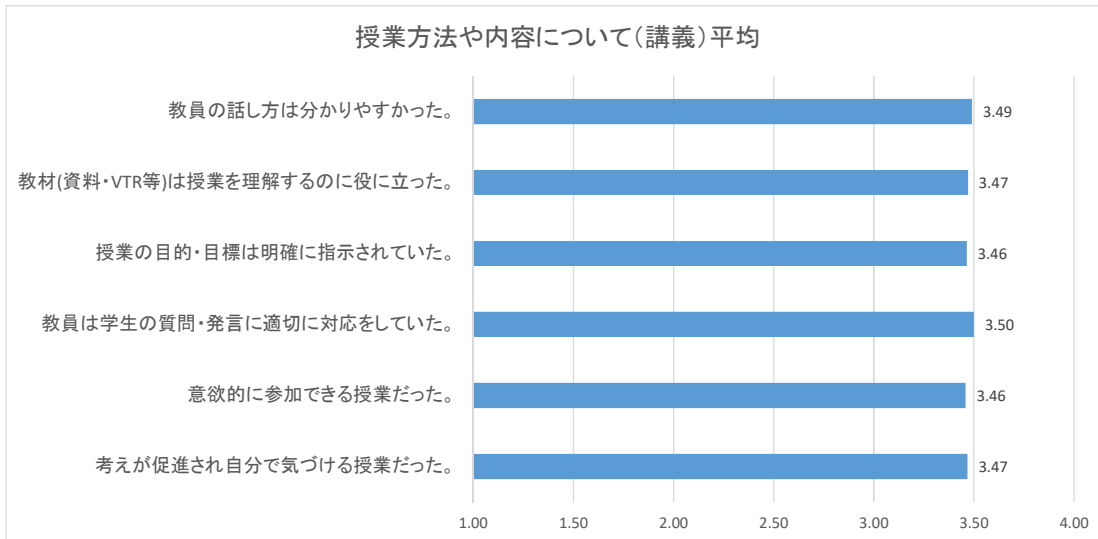
- 【調査期間】 各科目の終講時～数日間に、学生の週番に配付及び回収を依頼した。
- 【調査内容】 講義は卒業時に期待する5つの力が講義を通してどのように達成できたかを評価する項目15項目、授業方法や内容に関する評価項目6項目により評価。臨地実習は卒業時に期待する5つの力が臨地実習を通してどのように達成できたかを評価する項目15項目、実習方法（指導）や内容に関する評価項目6項目により評価。各評価ともに4段階で調査した。
- 【集計方法】 ①質問項目の平均値を出した。 ②講義・臨地実習別に平均値を出した。
- 【回収率】 回収率は、年次の差により82～100%となっている。

① 講義

○令和2年度に実施された全ての講義について集計したところ、人間関係能力、看護実践能力、看護観、チームで働く力、自ら考え学び続ける力の5つの能力について平均3.3以上の評価が得られ、学習できていると評価が得られた。

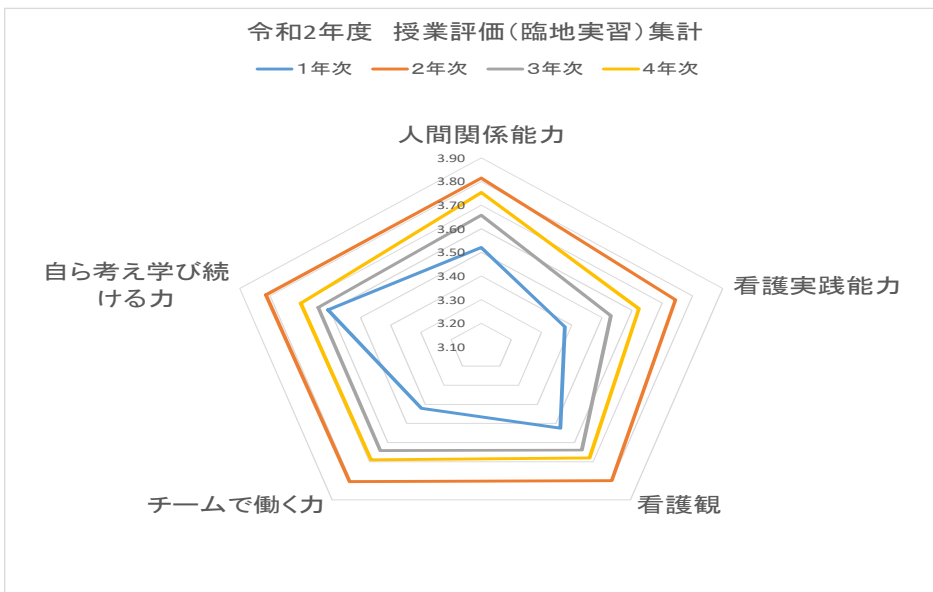


	人間関係能力	看護実践能力	看護観	チームで働く力	自ら考え学び続ける力
全項目平均	3.40	3.23	3.31	3.30	3.41



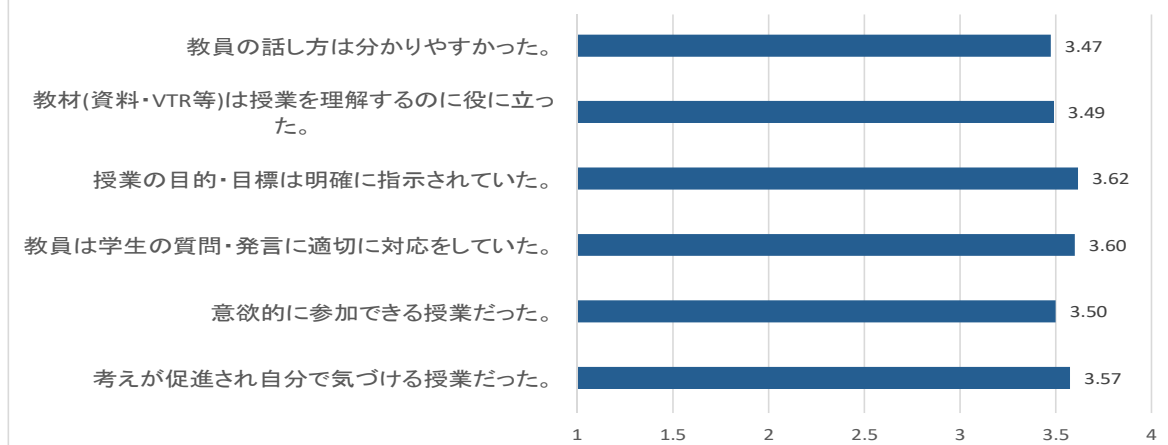
② 臨地実習

○今年度実施した臨地実習(学内実習含め)の全科目について集計したところ、人間関係能力、看護実践能力、看護観、チームで働く力、自ら考え学び続ける力の5つの能力について平均3.3以上の評価が得られた。1年次から4年次へと徐々に能力が拡大されたと評価されている。特に評価が高かったのは2年次であった。2年次はすべてが学内実習となったが、多くの学びが得られたと学生自身が評価していることがわかる。学生は実習を通し、自分の経験を仲間と語り合いあい、内省から自分の気づきにできたと評価している。



	人間関係能力	看護実践能力	看護観	チームで働く力	自ら考え学び続ける力
1年次	3.52	3.38	3.53	3.42	3.61
2年次	3.81	3.74	3.80	3.81	3.81
3年次	3.66	3.53	3.64	3.64	3.64
4年次	3.75	3.62	3.68	3.69	3.70

実習方法や内容について(臨地実習)平均



○講義・演習・臨地実習をつなげていく

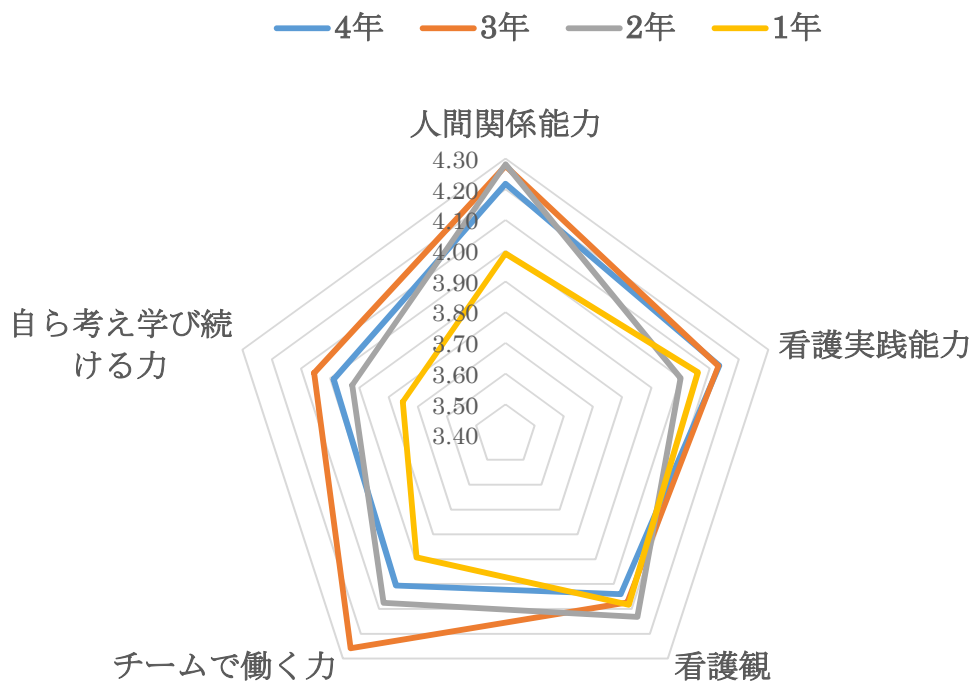
- ・臨地実習において、学生は対象への関心を深め生活をみつめる視点を培ってきている。さらに4年次の年次目標である「対象の状況に合わせて複合的な状況をアセスメントし看護を実践できる」を目指し、講義・演習と臨地実習をつなげていく。

令和2年度 教育理念に基づく自己点検・自己評価結果(1・2・3・4年次)

【調査対象】	1年次 91名 2年次 76名 3年次 75名 4年次 68名
【調査期間】	各年次の年度末に文書及び口頭で説明し配布。回収BOX設置。
【調査内容】	学校の理念や目的・目標がどの程度達成できたのか、カリキュラムの内容は学習に役立ったのかなどについて調査する7カテゴリー35項目により評価。7カテゴリーは卒業時に期待する5つの能力と学習環境、学生教育で構成し、各評価ともに5段階で調査した。
【回収率】	回収率は、年次の差により76~100%となっている

集計結果

令和2年度教育理念に基づく自己点検・自己評価 集計結果



- 「看護実践能力」「看護観」は、1～4年次で高く、1年次の看護の基本を学ぶ段階から、年次が上がるごとに対象に応じた看護実践能力を学んでいくことで、培われていると考える。
- 「自ら学び考え続ける力」「チームで働く力」「人間関係能力」は、1年次が最も低いですが、2～4年次学習を積み重ねることで、変化がみられている。

V 經營・管理過程

V 経営・管理過程

1. 設置者の意思・指針

<現状の説明>

県では、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画として、平成 24 年に「かながわグランドデザイン（基本構想・実施計画）」を策定、平成 27 年には「第 2 期実施計画」を策定し、超高齢社会への対応や確実に到来する人口減少社会への備えなど、様々な課題への対応を着実に進めてきた。そして、平成 30 年度に「第 2 期実施計画」の計画期間が終了したことから、令和元年に「第 3 期実施計画」を策定した。

「第 3 期実施計画」のプロジェクト（重点施策）のうち、「柱 I・健康長寿－プロジェクト 2・医療」の中に、具体的な取組みとして「医療人材の育成・確保」を位置づけ、「多様な医療ニーズに対応できる質の高い看護師などの確保に向けて、看護専門学校等での養成や離職防止、再就業支援に取り組むとともに、今後増大が見込まれる在宅医療に携わる訪問看護職員の養成・確保・質の向上に取り組みます。」としている。

また、平成 24 年 12 月に策定された「神奈川県における看護教育のあり方・最終報告」においては、実践力が高く自律的に活動できる看護人材を養成する「看護教育の神奈川モデル」の構築を目指すとして、県の看護教育の目指す姿を示している。そして、基礎教育の教育期間については、県立看護専門学校において、モデル的に修業年限を 4 年として実習時間を増やし、技術演習等のカリキュラムの工夫や、効果的な教育方法を導入した課程の創設を検討すべきとされた。

こうした動きの中で、平成 29 年 4 月、本校はこれまでの修業年限 3 年の看護専門学校から改編し、「高度専門士」の称号が付与される 4 年制の平塚看護大学校としてスタートし、令和 2 年 4 月、4 学年が全て揃うこととなった。

<点検・評価>

上記のグランドデザイン等に示された設置者の意思を踏まえ、教育理念、教育目的に沿った教育活動を行なっている。年度末には、組織目標、看護科目目標に対する取組みを振り返り、評価を行なっているが、各年度とも概ね遂行できている。

また、卒業生のほとんどが県内の医療機関に就職していることから、県内の医療人材の確保に貢献しているといえる。

<将来の改善・改革に向けた方策>

県として看護師養成ニーズの増大に向けた取組みを進める中、民間の看護師養成施設が急増しているが、本校としては、本県初の 4 年制の看護専門学校として、多様な医療ニーズに対応できる高い看護実践能力を備え、自律して働くことのできる看護師を養成していく必要がある。

2. 組織体制

1) 意思決定機関・意思決定システムの明確性

<現状の説明>

学則を基に最終的には校長が決定するが、決定に至るプロセスを公正かつ明確にするために「平塚看護大学校関係規程集」を作成している。構成は「法令等、教育、学生、会議、施設等、個人情

報、研修・研究、入学試験、その他」に区分して整理している。また、教職員が、各々の考え方を基に議論し学校運営に参画できるよう、以下の11の各種会議を設置している。(表10参照)

表10 各種会議

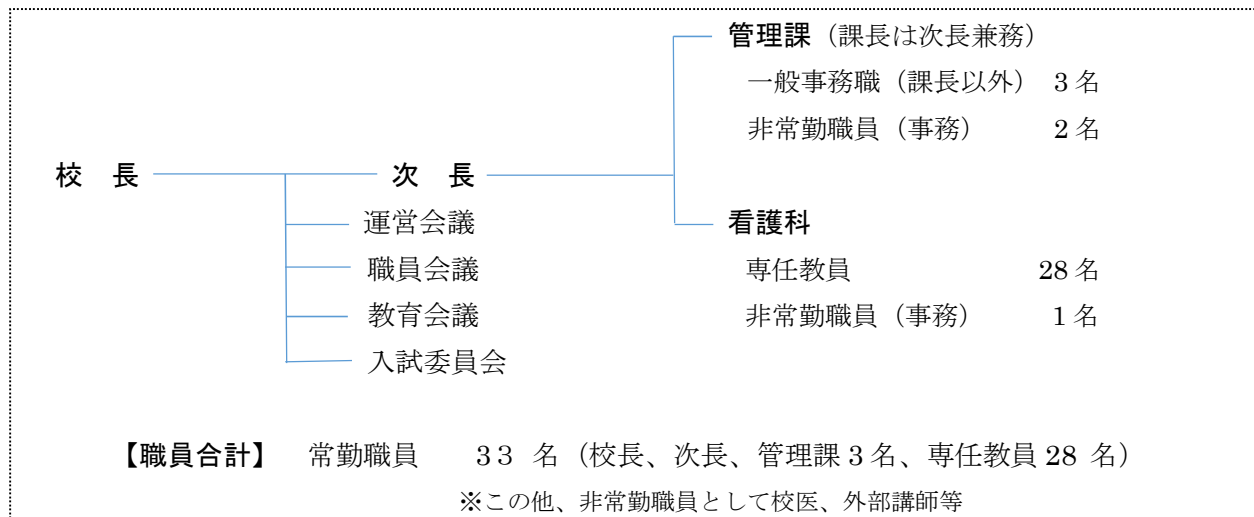
- | | | | | |
|-----------|--------------|-------------|------------|---------------|
| 1. 運営会議 | 2. 職員会議 | 3. 看護科会議 | 4. 教育会議 | 5. 既習得単位認定委員会 |
| 6. 入試委員会 | 7. カリキュラム委員会 | 8. 図書室運営委員会 | 9. 紀要編集委員会 | |
| 10. 倫理委員会 | 11. 機種等選定会議 | | | |

さらに看護専門学校の特徴として非常勤講師が多いこと、カリキュラムに占める看護実習の割合が多く、かつ、多岐にわたることから専門教育を効果的・効率的に行なうために講師会議を設置し、講師及び実習指導担当者との相互理解を深め、円滑な教育運営を図ることを目的として年1回開催している。教職員の職務分掌は県の規定により事務分担表として事務内容ごとに主担当及び副担当の職員が決められ、仕事の内容・役割分担が明確にされている。

2) 組織の構成と教職員任用の考え方

本校の組織体制は校長以下管理課、看護科を置き教育運営を行なっている。(表11参照)

表11 組織及び職員の配置状況(令和3年3月末現在)



教職員の任用であるが、事務職員は県の人事異動により配置され定期的に異動する。専任教員は、平成22年4月に病院事業庁が地方独立行政法人神奈川県立病院機構に移行したことから、新たな人事交流制度により交流することになった。

専任教員の養成は、県立保健福祉大学実践教育センター教員養成課程看護教員養成コースで1年間の教育課程で行なわれている。県立病院機構に移行した後は、同機構が派遣を継続している。

また、県立看護師養成施設における学生定員の増に対応するため、平成24年以降、県としても専任教員の募集・採用を行なっている。

3) 教職員の資質向上についての考え方と対策

事務職員は職員キャリア開発支援センターが行なう階層別研修等の指定研修やパワーアップ研修等の選択研修に参加するとともに各種研修会に出席し自己研鑽している。専任教員については、職員キャリア開発支援センターが行なう階層別研修のほか、ユニフィケーションシステムによる臨床実践力の向上を中心に、各看護学会・看護関連学会へ計画的に出席できるよう配

慮している。その他として、県立病院、看護協会等職能団体、看護師等養成機関連絡協議会、実践教育センターが主催する研修をはじめ、民間業者が主催する研修に出席できるよう支援している。また、外部からの講師の要請・研究指導要請には積極的に対応するとともに、日頃の教育活動学会や雑誌への投稿などに努めている。

<点検・評価>

意思決定システムとしては、学則を基に適正に教育を実践するため、諸規程の整備がされ、運営されている。校長が看護職であり、看護教育専門機関としての教育理念・教育目標に沿った教育を実施しやすい組織体制となっている。今後も看護教育を効果的・効率的に実践していくために管理課及び看護科が各々やるべきことを組織として改めて見直し、4年制教育を円滑に推進していくことが必要である。

専任教員の任用については、4年制教育の完成型に向けて段階的に増員に努めてきたが、質・量ともに不足している状況である。

専任教員の資質向上については、教員研修等に予算を計上し研さんを積んでいるが、新たなことに取り組むための組織力を高めるとともに、ダイバーシティー（多様性）のある対象に教育理念に沿った教育ができるよう組織として努力することが課題である。

<将来の改善・改革に向けた方策>

業務の改善・見直しについては職員会議等各種会議で出された教職員からの意見等を参考に必要に応じて検討を重ねながら進めていく。また、専任教員の確保については、従来からの形で病院機構との人事交流を続けていくことが困難になってきている現状がある中で、今後、4年制教育を円滑に推進して行くためには、プロパーの専任教員の新規採用により優秀な人材を更に確保していくことが必要である。

3. 財政基盤

<現状の説明>

地域医療を支える看護人材を養成するという県立の看護専門学校の役割を担うため、授業等の特定収入及び県税収入（一般財源）により学校を運営している。

学年費については、学生生活に係る費用として年度当初に一括徴収しているものである。費用の内訳としては、臨地実習等における傷害、賠償、感染事故等に対応するための傷害・賠償保険料、国家試験対策としての模擬試験代、宿泊研修費用などがある。

平成30年度及び令和元年度の当初予算及び決算については表12、令和2年度の学年費については表13のとおりである。

<点検・評価>

歳入のうち、特定収入の大半を占める授業料については、4期に分けて分納しており、若干納期が遅れる学生もいるが、各期内には収納が完了し収入未済はない。

歳出については、予算編成にあたり経常経費についてマイナスシーリングがかけられている年もあるが、各種経費の見直しにより予算額を確保し、教育水準の維持に支障がないように努めて

いる。

予算の執行にあたっては、冷暖房の運転をこまめに調整して光熱水費の節減に資するとともに、庁舎管理業務については、入札を行ない、経費の効率的な執行に努めている。

学年費については、学生生活に係る実費経費分として徴収しているため、卒業時に精算し残金は学生に還付している。

<将来の改善・改革に向けた方策>

歳入については、今後も授業料の収入未済が発生しないよう、納期が遅れる学生については財務規則に基づく督促を行ない収入確保に努める。

歳出については、県の厳しい財政状況が続いている中、4年制教育の推進に必要な予算の確保に努めるとともに、節減できる部分については経費の節減に努力し、引き続き教育水準の維持を図っていく。

表 12 平成 30 年度及び令和元年度の当初予算及び決算

歳入

区分	科目	内 容	30 年度 予算	30 年度 決算	元年度 予算	元年度 決算
特財	使用料	授業料、入学料、入学検定料など	56,599	54,636	56,511	56,069
定源	立替収入	光熱水費立替収入	87	45	87	104
一般財源			19,118	12,018	18,593	8,126
合 計			75,804	66,699	75,191	64,299

歳出

区分	科目	内 容	30 年度 予算	30 年度 決算	元年度 予算	元年度 決算
維持 運 営 費	報酬	非常勤講師報酬等	9,240	6,825	8,543	7,255
	共済費		347	275	364	15
	賃金		1,974	1,670	383	0
	報償費	研修講師など各種謝礼	13,244	13,073	15,341	12,688
	旅費	教員の旅費	270	240	300	263
	需用費	図書、教材などの消耗品、複写・印刷代、 光熱水費、各種修理代	12,074	11,190	11,724	11,4090
	役務費	通信、廃棄物処理、建物保守ほか	4,739	4,480	5,296	4,191
	委託料	庁舎管理業務委託、学生の健康診断	18,333	17,832	21,022	19,004
	賃借料	看護実習モデル人形などの教育用機器、 情報処理用パソコンなどの賃借料	14,773	10,327	10,847	8,179
	備品費	看護実習教育用機器の購入	500	498	1,000	866
負担金	協議会加入費、学会等負担金	310	284	370	356	
合 計			75,804	66,699	75,191	64,299

表 13 令和2年度の学年費

年次	内 訳	金 額
1年次	学生保険費	5,150円
	合宿研修費等	12,700円
	学習材料費等	4,500円
	防災対策費	5,350円
	教育雑費等	52,300円
	合計	80,000円
2年次	学生保険費	5,150円
	合宿研修費等	30,500円
	学習材料費等	4,500円
	教育雑費等	39,850円
	合計	80,000円
3年次	学生保険費	5,150円
	合宿研修費等	38,500円
	学習材料費等	4,500円
	教育雑費等	31,850円
	合計	80,000円
4年次	学生保険費	5,150円
	合宿研修費等	40,500円
	学習材料費等	4,500円
	教育雑費等	44,850円
	合計	95,000円

4. 施設設備の整備

<現状の説明>

1) 整備の考え方と計画性

平塚看護専門学校から4年制の平塚看護大学校への改編に伴い、本館を大規模改修した。耐震補強工事を行なうとともに、不要施設を廃止し、新たにスキルラボ（病室を模擬的に再現した実習室）、学生の集会・レクリエーション等に使用するコミュニティスペース、情報処理室等を整備し、教育設備の強化を図った。

また、外構工事として、旧仮設校舎跡地をアスファルト舗装にするとともに、学生が運動等を行なうことが出来るゴム系舗装の広場や憩いの場となる緑地スペースを整備した。

(1) 施設等の概要

土地面積	7,377.53㎡
建物面積	7,964.42㎡
建物内訳	本館 3,553.13㎡
	新館 4,411.29㎡

2) 看護学の発展や医療看護学のニーズ、学生層の変化に対する整備

(1) 図書室の概要

図書室は、昭和 47 年の県立平塚高等看護学院の開学と同時に開設された。現在は新館 1 階に設置され、図書室運営委員会、図書委員会及び学生会図書委員会という 3 つの運営組織のもと、委託司書 1 名により運営している。

資料の所蔵状況は表 14 のとおりである。購入資料の選定は、貸出状況、教員推薦、学生会図書委員会が行なう全校アンケートの結果などを参考に年 6 回行なっている。平成 30 年度及び令和元年度の資料整備費執行状況は表 15 のとおりである。

図書室の開室日・時間は、蔵書点検期間や休校日を除いて、平日の 10 時 30 分から 18 時 30 分までとなっている。

貸出条件は、図書が 5 冊まで 2 週間、雑誌は 2 冊まで 1 週間であるが、この他に、当日貸出や実習貸出、長期貸出の制度も設けている。なお、卒業生、実習病院の看護師、他校看護学生も利用することができる。平成 30 年度及び令和元年度の貸出状況は、表 16 のとおりである。

設備状況は表 17 のとおりであり、学生の自主学習や視聴覚学習のための環境を整えとともに、有料データベースを含めインターネットにより多角的な情報収集ができるよう配慮している。未所蔵の文献については、他の看護系大学図書館、国立国会図書館などから文献複写の取り寄せを行なっている。なお、県立よこはま看護専門学校図書室及び県立図書館 2 館からは、図書を借用することもできる。また、他の看護系大学図書館の利用を希望する場合には紹介状の発行を行なっている。

学生の利用にあたっては、入学時に図書室オリエンテーションで説明を行ない、その後は随時、利用案内やレファレンスに応じている。

表 14 所蔵状況（令和 3 年 3 月 31 日）

種 別	冊 数
看護学図書	5,510
医学図書	1,890
一般(基礎関係)図書	5,365
逐次刊行物(タイトル数：43 誌)	4,146
製本雑誌	912
視聴覚資料	56

表 15 資料整備費決算額

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度(見込額)
図 書	315,223 円	352,345 円	648,038 円
雑 誌	438,655 円	448,996 円	452,652 円
視聴覚資料	0 円	0 円	115,940 円
計	797,229 円	801,341 円	1,216,630 円

表 16 貸出状況

種 別	学生	教職員	学外者	計
令和元年度	2,578 冊	786 冊	120 冊	3,484 冊
令和2年度	2,961 冊	853 冊	24 冊	3,838 冊

表 17 図書室内設備の整備状況

閲覧席数(50 席、Wi-Fi 有)、DVD プレイヤー 2 台、
 デスクトップ型パソコン 3 台(インターネット接続)、プリンター 1 台、複写機 1 台、
 蔵書管理(図書館総合管理システム、書籍持ち出し検知システム)

(2) 施設備品等の整備

平成 29 年 4 月、4 年制の看護師基礎教育を新たにスタートするにあたり、これまでの施設備品等の整備をさらに充実させた。

看護実習室については、新館にある従来の看護実習室 A・B・C・D に加え、本館にスキルラボを新設した。スキルラボは校内に病室を模擬的に再現した実習室で、観察力や臨床判断能力等を兼ね備えた看護実践能力の強化を目指すものである。スキルラボは 4 室あり、急性期 2 室、回復期・リハビリテーション期 2 室を設置し、看護の対象となる人の健康段階や発達段階に応じた演習ができるように整備している。従来の看護実習室に整備していたフィジカルアセスメントトレーニングモデルの他に、スキルラボには多機能ハイブリッドシミュレーター（シナリオ）4 台を配備し、シミュレーション教育の充実を図っている。また、液晶モニターやプロジェクターを整備し活用することで、教育内容・教育方法の工夫をして学生の学習環境や教育環境の充実を図っている。

そして、情報処理室については、1 学年を 2 クラスに分け 1 人 1 台での授業展開ができるようにしており、高度情報社会における様々な情報を適切に処理する能力や活用する能力の醸成にむけての環境を整えている。

さらに、学生が快適に過ごせるためのコミュニティスペース、自己学習するための演習室等の整備を行い、他者と関わっていくための人間関係能力、自らが主体的に学ぶ姿勢を育んでいくことを目指した環境を整備している。

(3) 専門技術を学習する環境

学内の施設備品等を整備し講義や演習に活用することはもとより、学生が講義・演習以外の空き時間等の活用により、主体的に学習できるよう、各室、各備品を活用できる体制を整えている。具体的には授業時間外で各室、各備品を使用する場合には必要な手続きを行い、後片付けも含めて学生の責任の下で自由に使用できるようにしている。夏季休業等の長期休業期間中も、実習室などを使用できる環境を整え、自己研鑽できるように努めている。また、必要に応じて教員が自己演習等のサポートにも入り、多様化する学生の個別指導にもあたっている。

3) 学生及び教職員のための福利厚生整備

学生の福利厚生整備として、本館の3階に学生ラウンジを、本館3階及び新館1階にコミュニティルームを設置している。

また、学生がリフレッシュできるように、軽い運動等を行なうことが出来るゴム系舗装の広場や憩いの場となる緑地スペースを整備した。そして、卓球台やピアノをコミュニティルームに設置して、学生の心身の保持増進に努めている。

学生及び教職員へ市販価格より安い飲料や軽食を提供するため、自動販売機を本館の3階の学生ラウンジ1台、新館1階のコミュニティルームに2台設置するとともに、昼食用のパンの販売を近隣の業者へ依頼するなど、学生及び教職員の利便性を高めている。

<点検・評価>

図書室では、図書委員会や学生図書委員会等と司書が連携し、図書室機能の整備・充実を図っている。図書や雑誌の購入は、利用実績や教職員・学生の要望を踏まえ、年間の予算計画に基づき図書委員会で選定を行ない、効果的な学習につながるよう実施している。また、新しいカリキュラムに合わせた資料棚の設置、分類の変更を行っている。

1年次にはオリエンテーションで利用方法を周知するとともに、全ての学生に対してその都度、利用やレファレンス等の相談に応じるなど図書の利用促進に努めている。

施設備品等の整備については、スキルラボの新設があげられるが4年制カリキュラムの導入に伴い、シミュレーション教育で看護実践能力を強化し、自信を持って臨床の場へ臨めるよう多機能ハイブリッドシミュレーター(SCENARIO)を配備するなど、教育備品の充実が図られている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

4年制教育への改編に伴い、図書室は、「看護研究」や「ナラティブ」などの新たに導入されたカリキュラムに合わせた蔵書構成にすることが求められている。そのためには、教職員と司書が連携し、現在の学習内容に合わせた資料選定を適宜行なっていくことが必要となる。また、病院実習の展開方法が変更されていることから、そうした状況に対応できる資料の充実も求められている。

施設面での充実を図る一方、学習・教育環境を整えることに主眼を置き、看護学の発展や医療・看護ニーズの変化に伴い、教育内容、教育方法も変化発展していくことから、備品等を可能な限り最新のものに更新、整備していく必要がある。

5. 学生生活への支援

1) 学修継続への支援体制

<現状の説明>

(1) 経済面における支援対策

学生に対する経済面における支援として、奨学金等の充実があげられる。本校で取り扱っている奨学金等は次のとおりである。また、利用状況は表18、採用率は表19のとおりである。

県修学資金については、応募者が多いものの採用率があまり高くないのは、学校単位での人数枠が決められているためである。選考基準により、公正に適格者の選考を行ない、採用者を決定している。

日本学生支援機構奨学金においては、採用時に奨学生あてに「奨学生証」を手渡し、奨学生自身が貸与金額と返済予定金額を確認するとともに、毎年12月～1月に学生が行なう継続願（次年度以降も奨学金の貸与を受けるか否かの申請）の提出後、学校が学生の人物・健康・学修状況・経済状況の4つの要素について『日本学生支援機構奨学生の適格認定に関する施行細則』に基づき、奨学生の継続の有無を決定する適格認定を行なっている。適格認定基準の4つの要素のうち、1つでも適格性を欠いている場合は奨学生として認められないが、学生生活の態度・行動や学業成績については奨学生指導の観点から、「継続」「激励」「警告」「廃止」の段階的な対応を行なっている。

また、令和2年度から、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）が始まることとなり、本校は、令和元年9月20日付けで、高等教育の修学支援新制度の対象機関になった。令和2年4月1日より、世帯収入や学業成績、新型コロナウイルス感染拡大の影響等による家計急変などの支給要件に該当する学生は所定の手続きを経た上で、授業料等減免や給付型奨学金の支給が行われている。

①神奈川県看護師等修学資金

- ア 対象 (共通) 成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康で、卒業後、神奈川県内において、看護職の業務に従事する意思を有する学生
(特例のみ) 住民税が非課税の世帯又は、均等割のみの世帯の学生
- イ 貸与額 (一般) 月額 17,000円 無利子
(特例) 月額 40,000円 無利子
- ウ 返還 (共通) 全額返還が基本だが、神奈川県内の病院、保健所等に5年、
200床未満の病院、精神病床数が8割以上の病院等に3年継続して従事した場合には返還が免除となる。

②日本学生支援機構奨学金

- ア 対象 経済的理由により修学が困難な優れた学生
- イ 貸与額 (第一種)
自宅 月額 20,000円～45,000円 無利子
自宅外 月額 20,000円～51,000円 無利子
(第二種)
月額 20,000円～120,000円 有利子
- ウ 返還 免除規定なし

③高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）

- ア 対象 住民税が非課税の世帯又は、準ずる世帯で学業成績が一定の基準を満たす学生
- イ 減免額 (入学金) 70,000円 (準ずる世帯については2/3又は1/3)
(授業料) 年額 166,800円 (準ずる世帯については2/3又は1/3)
- ウ 給付額 自宅 年額 29,200円 (準ずる世帯については2/3又は1/3)
自宅外 月額 66,700円 (準ずる世帯については2/3又は1/3)

表 18 奨学金制度の利用状況

		令和元年度奨学生数	令和2年度奨学生数
神奈川県看護師等修学資金	(一般)	15名	21名
	(特別)	2名	2名
日本学生支援機構奨学金 * 高校からの予約含む	(第一種)	26名	19名
	(第二種)	33名	18名
	(第一種第二種併用)	0名	2名
	(給付)	—	14名

表 19 奨学金の応募者数、採用者数、採用率

		令和元年度			令和2年度		
		応募者数	採用者数	採用率	応募者数	採用者数	採用率
神奈川県看護師等修学資金	一般	10	5	50%	14	5	35%
	特例	2	1	50%	0	0	—
日本学生支援機構奨学金	第一種	10	10	100%	7	7	100%
	第二種	11	11	100%	6	6	100%
	給付	—	—	—	15	14	93%

(2) 健康・生活指導・カウンセリング

①健康診断

年に1回春季に定期健康診断を実施し、学生の健康管理を行なっている。健康診断の実施内容は、診察、視力、血圧、検尿、胸部 X 線撮影、貧血検査、感染症抗体検査、ツベルクリン判定、HBs 抗原・抗体検査である。校医による診察は年1回で、健康診断の結果を受け精査等が必要な場合は医療機関の受診を勧めている。

②スクールカウンセリング

学生生活の中で生ずる精神的及び身体的問題など、悩みの相談に対応するため相談室を設置し、カウンセラー1名によるスクールカウンセリングを行なっている。相談室は教室等から離れた場所に設置し、悩みを抱えた学生が周りの目を気にすることなく訪室できるようにしている。方法は、原則予約制で、毎月2回放課後、学生が相談できるように整えている。教員が学生の状況を把握し、カウンセリングの必要な学生には相談室の訪室を勧めている。また、カウンセラーによる校内ラウンドを適宜行ない、学生がカウンセラーを知る機会や相談しやすい雰囲気作りに努めている。

③学生のための補償制度

学生全員が日本看護学校共済会の総合補償制度「W i l l」に加入している。この制度は授業や実習中に発生する傷害事故や感染事故、患者や実習施設に対する賠償事故について補償

される。事故等の発生時に学生が安心して対応できるよう配慮している。

＜点検・評価＞

毎年4月に新入生及び在校生向けに奨学金制度の説明会を実施し、学生に周知している。申請の際には個別に相談を実施し、経済状況の確認や学生の相談に乗っている。また、奨学金貸与の決定後も必要に応じて学生との個別面談を実施し、経済的な支援にとどまらず奨学生としての自覚を促すようにしている。

カウンセリングについては、令和元年度は11名、令和2年度は30名が利用している(延べ数)。学外のカウンセラーが対応することで、学生が利用しやすい状況にあり、学生自身が対応策や解決策の糸口をつかむことにより学業への影響を少なくすることにつながっている。

一般社団法人日本看護学校共済会総合補償制度「W i l l」は、平成30年度は14名(傷害事故5件、賠償事例9件)、令和元年度は7名(傷害事故3件、賠償事例4件)、令和2年度は4名(傷害事故2件、賠償事例4件)の学生が利用した。補償制度により学生の負担軽減に資することができた。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

奨学金については、景気の変動に伴う家計の逼迫により緊急に貸与を必要とするケースの発生や、高校新卒者による日本学生支援機構の大学等進学時予約採用制度の積極的な活用などから、奨学生が増加傾向にある。

社会人経験者において、入学前に十分な学資を準備していないケースがあるため、社会人経験者の応募者に対して、面接試験において経済面の計画をよく確認する必要がある。また、奨学生として貸与を受けている学生が卒業後に無理なく返還できるように、在学中も学生の経済状況等を確認していくことが必要である。

スクールカウンセリングの活用や対応については、今後も充実を図り、学生の健康管理や学業の円滑な継続を支援していく。

2) 学習困難への支援体制

＜現状の説明＞

看護師として地域社会で貢献し得る有能な人材を育成することを目的としており、学生が4年間で卒業し看護師国家試験に合格できるよう支援している。

学年担任では、学年開始時期、定期試験や長期休暇に合わせて学生の面接を実施し、学習上の課題及び目標を明確にできるよう支援している。また、学習低迷者には、学習相談を行い、学習方法や学習習慣を確立できるようにしている。外部講師の講義では、学生状況の情報交換を行い、小テストなどを取り入れて、知識の確認や自己学習に役立てるようにしている。学習低迷者の状況は、会議で共通理解し段階的に課題達成できるように努めている。

国家試験対策については、学年に合わせた模擬試験を定期的実施し有効に活用できるように働きかけている。

再履修者については、不合格科目のみならず、聴講科目の選択ができるよう支援している。

＜点検・評価＞

1年次については、学習方法や学習習慣を確立できていない学生が多いため、学習を継続できるようにすることが課題である。

＜将来の改善・企画に向けた方策＞

学生の課題を明確にし、学生の成長が保証できる段階的な学習支援を行っていく。

3) 社会的活動への支援体制

＜現状の説明＞

自治会活動は、本学生全員をもって構成し、学生の自主性を高め、会員相互の親睦を深め、学生生活の向上発展を図ることを目的としている。自治会顧問を置き、学生が主体的に活動できるように支援体制を整えている。

撫子祭・看護の日は、教育活動の一環として学校行事としており、全学年が協力して企画・運営を行い、学生が達成感を持てることが目標であると同時に、地域の方々とのふれあい、入学希望者に対して、看護への興味と本校への理解を深めてもらうために年1回同時開催している。学校行事の運営に携わるだけでなく、社会のニーズを捉え、地域社会に貢献する活動の一役も担っている。なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった。

ボランティア活動については、積極的に社会参加できるよう支援している。

＜点検・評価＞

撫子祭・看護の日では、ホームページやポスター作成を通じて、外部への周知を行うことができています。看護技術の提供、華道や書道の展示も行うことで、学生の学習内容の披露の場となっている。

＜将来の改善・企画に向けた方策＞

看護に関連したテーマで学校祭を開催し、その企画・運営を通して看護学生として社会への支援や貢献は何ができるのかを考え、学生間で協力して取り組めるよう今後も支援と指導を行っていく必要がある。また、社会活動への参加についても、今後も支援体制を整えていく。

4) 卒業後の進路選択への支援体制

＜現状の説明＞

自己の進路について計画的に取り組むことができるように、年次に応じた就職ガイダンスを実施している。近年、病院の就職活動時期が早まっているため、担任とは別に進路係を置き、アンケートや個別相談を行い、心構えや就職活動の実際について説明し、準備状況を確認しつつ自己決定できるように支援している。就職活動に関連する資料等は学生がいつでも自由に閲覧できるように、オープンスペースに就職コーナーを設け、最新の情報がわかるように掲示している。進学希望の学生については、担任が1年次から希望を確認し、進路への準備ができるように支援している。なお、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染防止策の一環として、就職説明会の中止や、採用試験がリモート面接により行われるなど従来と異なった選考方法の導入が進んだことに

伴い、よりきめ細かい学生への支援が必要となった。

＜点検・評価＞

年次に応じたガイダンスを実施することで、学生は自律して就職活動への準備を進めることができている。タイムリーに学生の相談に応じることができるよう個別対応もできている。

＜将来の改善・企画に向けた方策＞

近年の採用試験のスケジュールの情報収集を行うとともに、第1希望で内定獲得にむけて、学生がマッチングした施設を選択できるよう、今後も支援を行っていく。

特に、新型コロナウイルス感染防止のためインターンシップが中止になり、限られた情報の中での就職先の決定を支援したり、リモート面接の留意点についてのオリエンテーションの実施などに取り組んでいく必要がある。

6. 養成所に対する情報提供

＜現状の説明＞

1) 教育活動に関する関係者への情報提供

保護者に対して、入学式終了後、保護者会を開催し、教育内容及び学生生活について説明し、保護者の協力を得られるよう情報提供している。また、入学後は学生の前期、後期の成績結果を成績通知書として保護者に郵送している。

そして、専門教育を効果的・効率的に行なうために講師会議を設置し、講師及び実習指導担当者との相互理解を深め、円滑な教育運営を図ることを目的として年1回開催している。

2) 広報活動

養成所に関する情報提供については、県のホームページにより本校の概要、教育内容、学校行事、各入学試験日程、アクセスガイド等を紹介し、受験生を中心に、一般県民向けに情報提供を行なっている。

また、学校祭（撫子祭）、学校見学会を一般向けに公開し、本校の教育内容を知る機会を設けている。一方で、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から一般向けの公開を制限せざるを得ない場合が多く生じていることから、県ホームページを活用して学校生活の紹介等の情報提供の充実・強化に努めている。

養成所に関する情報提供案内については、神奈川県内の公立高校、私立高校、進学予備校、関係機関に入学案内を送付したほか、県のたより、ホームページ内の「入試関連情報」、神奈川新聞の「県民の窓」等に、入学試験に関する事項を掲載した。

＜点検・評価＞

入学案内の配布やホームページ、県のたより等を活用し、積極的な広報活動を行なうことができた。また、保護者への説明を行なうことで、保護者の協力を得ながら教育活動を進めることができた。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

ホームページをさらに改善し、より分かりやすく、親しみが持てる情報提供を行なっていく。今後も受験者を増やしていくために、本校の特色ある教育内容、充実した教育内容を様々な方法でタイムリーに伝えていく。

7. 養成所の運営計画と将来構想

＜現状の説明＞

1) 年間の運営計画と評価

学校の教育理念、教育目的、教育目標を達成していくためには、状況の変化に対応した年間の運営計画を策定し、それに基づいた学校運営を行なっていくことが重要である。毎年度、年間の学校運営計画として「年度ごとの年間計画」を定め、長期的な展望を明確にした学校運営を行なっている。次年度の運営計画の策定に向けては、2月から3月にかけて学内で議論、検討を重ね、決定している。

また、次年度の「年間計画」の作成については、運営会議、職員会議、看護科会議で検討を重ね、3月に最終決定をしている。各行事の役割分担も同時に決定し、各責任者が早くから計画、準備に取りかけられるようにするなど、計画的な学校運営に努めている。

2) 短期計画

個々の講義、演習、臨地実習、さらに学校行事などの具体的なプランは、それぞれの時期に状況に応じて立案し実施しているが、それらが教育理念、教育目的、教育目標といった長期の展望に沿ったものになるよう留意している。具体的には、授業計画、実習計画、行事実施案などについて、日頃から看護科会議等で検討を重ね、その後の取組みに活かすようにしている。

3) 中・長期計画

「かながわグランドデザイン」においては、県における看護師不足の状況が続く中で、多様な医療ニーズに対応できる質の高い看護師などの確保に向けた看護専門学校等での人材の育成が位置づけられている。大学における看護学部の新設など、本校を取り巻く状況に的確に対応しながら、県立の看護専門学校として優秀な学生を確保し看護師となる人材を養成していくことが必要である。

＜点検・評価＞

年度ごとに「平塚看護大学校の取り組み」について組織目標を定め、全職員で同じ目標に向けて取り組むことで、明確な意識を持って個々の業務を遂行することができた。

年間の運営計画をはじめ、個々の授業、実習、行事などの計画に対する結果の検証、評価をしつかりと行ない、その後の取組みに適切に反映していくようにしている。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

少子高齢化、医療の高度化により看護職員の需要の増加が見込まれる中で、大学の看護学部の

新設等により看護学生の定員増が図られているという状況がある。本校としては、質の高い学生の確保していくため、今後も社会環境の変化に応じた学生の募集方法の工夫や、入試制度の改善を図っていく。これまでも、平成 29 年度から AO 入試を導入して幅広い人材の確保に努めてきてはいるが、今後は、より質の高い学生の確保を図るために、指定校の見直し等を行なっていく。

また、専門職業教育機関として、看護実践能力を備えた人材養成を着実に進め、看護の質の向上を実現していくことが求められるが、近年の入学生は、高校新卒者の割合が高くなっており、社会性や倫理観の育みに努力を要する状況にある。そうした学生の特質を踏まえたうえで教育内容、教育方法についてさらに検討、工夫を行なっていく。

VI 入学

VI 入学

1. 入学者の選抜の考え方と教育理念・教育目的との一貫性

1) 入学者の選抜の考え方

<現状の説明>

入学者の選抜に当たっては、看護に対して熱意のある優秀な人材を確保することを目的とし、「指定校推薦入学試験」、「AO入学試験」、「一般入学試験」の3種類の入学試験により選抜を行っている。

(1) 指定校推薦入学試験

指定校の選定にあたっては、過去の高校新卒者の入学後の実績等を考慮し、令和2年度は57校を指定校とした。成績要件は「全体の評定平均値が3.5以上」等とし、募集人員は定員80人の概ね30%~40%程度である。指定推薦入学試験の応募・入学の状況を表20に示す。

選考方法については、「個人面接」により入学者の選考を行なっている。

表20 指定推薦入学試験の応募・入学の状況

入学年度	応募者数	受験者数	合格者数	入学者数	倍率
平成29年度	37	37	37	37	1.00
平成30年度	37	37	37	37	1.00
令和元年度	32	32	31	31	1.03
令和2年度	38	38	38	38	1.00

(2) AO入学試験

学校側が求める人物像（アドミッション・ポリシー）に適合し看護師となるにふさわしい受験生の適正・資質等を総合的に審査して行なうもので、指定校推薦のように評定平均値（高校の成績）の基準はなく、人物を重視した試験であり、平成26年度から実施している。募集人員は定員80人の概ね30%~40%程度である。AO入学試験の応募・入学の状況を表21に示す。

選考方法は、「設問の内容を理解した上で自分の考え表現する」筆記試験とエントリーシートの提出が第一次試験となり、第一次試験合格者を対象とした「個人面接」の第二次試験により入学者の選考を行なっている。

表21 AO入学試験の応募・入学の状況

入学年度	応募者数	受験者数	合格者数	入学者数	倍率
平成29年度	88	87	26	26	3.35
平成30年度	82	81	23	23	3.52
令和元年度	80	79	26	26	3.03
令和2年度	63	62	23	23	2.70

(3) 一般入学試験

一般入学試験は「高等学校卒業程度」を受験資格とし、募集人員は定員80名の概ね30%~40%程度である。選考方法は「国語総合・現代文B」、「数学I・A」、「英語I・II」の3科目による筆記試験の第一次試験と、第一次試験合格者を対象とした「個人面接」の第二次試験により入学者の選考を行なっている。一般入学試験の応募・入学の状況を表22に示す。

一般入学試験における最近4年間の応募者数、受験者数等の推移は表22のとおりである。過去の応募者数については、平成29年度及び30年度は100人台であったが、令和元年度は70人台まで急減したことから、学校訪問やホームページの充実に力を入れた結果、令和2年度は100人台へ回復した。

表22 一般入学試験の応募・入学の状況

入学年度	応募者数	受験者数	合格者数	入学者数	倍率
平成29年度	107	104	38	23	2.7
平成30年度	105	103	37	22	2.8
令和元年度	78	76	42	25	1.8
令和2年度	105	99	41	20	2.41

<点検・評価>

近年、AO入学試験や一般入学試験では著しく減少している年度も見られる。これは、ここ数年、県内において大学の看護学部新設が相次いでいること、また、平成29年度に4年制の平塚看護大学がスタートして注目を集めたものの、専修学校において4年制の看護師基礎教育を実施する教育機関の周知不足などが考えられる。

<将来の改善・改革に向けた方策>

4年制教育の完成型に向け、応募者を確保していく必要がある。高校の進路指導担当者によれば、生徒は早い時期に確実に入学を決めたい傾向があるとのことから、入試期日の設定等も検討していく必要がある。

また、県内雄一で全国でも数少ない4年制の看護師基礎教育を推進していく必要性について広く周知するとともに、高校の進路指導担当者の理解を得ていくための働きかけが必要である。

2) 指定校推薦入学試験・AO入学試験合格者に対する入学前教育

<現状の説明>

指定校推薦入学試験及びAO入学試験合格者には、11月～12月の合格発表から翌年4月の入学までの間を入学準備期間として計画的に学習を継続し有意義に過ごしてもらう必要がある。そのため入学前教育として以下のような課題を課している。

企業の入学前教育を活用し、医療系総合講座を受講してもらい、「生物の体の成り立ち、神経系とホルモンの作用、反射と筋収縮」など、生物、化学、物理、数学に係る問題について、計8回の回答を求めている。

<点検・評価>

平成30年度から、課題を指定校推薦入学試験合格者とAO入学試験合格者を対象に行なうことで、入学生の意欲の把握や学習習慣の継続をさせることができ、入学後の学習指導に役立っている。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

入学前教育の目的は、高校までの学習方法から専門的な内容に対する主体的な取り組みへの変換であり、学習習慣の確立を目指していくことである。

今後は、引き続き指定校推薦入学試験及びAO入学試験合格者に対し課題を課し、入学者個人々の学習状況を把握し、その結果について職員による評価を行なうとともに、入学後の学生の学習状況を検証していく必要がある。

2. 選抜の公平性

＜現状の説明＞

過去には、一般入学試験等について、よこはま看護専門学校と本校の県立2校で統一した問題を作成していた時期もあったが、現在は、すべての入学試験の問題について本校独自に問題を作成している。

試験問題の作問依頼から、内容の確認、印刷業者への発注、校正、問題用紙の管理まで、担当者並びに校長及び次長で対応し、試験問題の出題ミス・漏洩が起これないよう細心の注意を払う必要がある。

入学試験の事務処理については、応募者名簿の作成、試験結果入力、合否判定資料作成、試験結果通知書作成等を、複数の職員でしっかりと確認しながら行なっている。

試験の採点については、筆記試験は、作問者が採点を行ない、それに対して本校職員が複数で検算を行ない、採点の正確性を図っている。

面接については、入学試験区分ごとに「面接評定票」を作成し、それに基づいて採点している。面接試験終了後、面接グループごとに採点結果を確認した後に、面接試験員で全体の採点結果を検討することにより採点の公平性を図っている。また、県立の3つの看護専門学校及び実践教育センターでは、外部講師による「面接試験技法研修」を年1回行い、面接試験員としての質の向上を図っている。

合否の判定については、筆記・面接試験とも、校長、次長、看護科長、管理課・看護科職員で構成された「入試委員会」の「合否判定会議」により合否の判定を行ない、正確性・公平性を図っている。

＜点検・評価＞

引き続き、試験問題等の内容の確認をしっかりと行なっていく必要がある。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

入試問題作成については、出題ミス防止と漏洩防止を両立させていく必要がある。関係者による問題内容等の入念なチェック及び問題用紙等の厳重な管理を徹底していく。

3. 選抜方法の妥当性

＜現状の説明＞

平成29年度から令和2年度までの4年間の、再履修、休学、退学の状況は表23のとおりとなっている。まず、再履修については、平成29年度8人、30年度10人、令和元年度9人、令和2年度19人とやや多い状況である。内訳を見ると、AOと一般が多い傾向が見られる。

次に、休学者については、平成 29 年度は 1 人、30 年度 4 人、令和元年度 2 人、令和 2 年度 1 人となっており毎年生じている。

最後に、退学者については、平成 29 年度 4 人、30 年度以降は毎年度 10 人と大幅に増加している。令和 2 年度の内訳は指定校が 2 名、AO が 5 名、一般が 3 名となっている。

表 23 再履修、休学、退学状況

		平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		再履修	休学	退学	再履修	休学	退学	再履修	休学	退学	再履修	休学	退学
1 年	指定校			1			2	1			1		1
	AO				1	1	2	4		1	4		4
	一般		1	1	2	2	1	1	2	2	5		2
2 年	指定校			1	1	1	3			1	2	1	
	AO	2			1		1	1		2	2		1
	一般	2						1			2		1
	社会人	1											
3 年	指定校	2								1	2		1
	AO				2					2	3		
	一般	1		1	2		1			1	3		
	社会人				1			1			1		
4 年	指定校	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	AO	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	一般	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
計		8	1	4	10	4	10	9	2	10	25	1	10

退学理由（平成 29 年度～令和 2 年度退学の 34 人）

- ・進路変更 24 人
- ・体調不良 8 人
- ・経済面 1 人
- ・育児など 1 人

<点検・評価>

指定校推薦による入学生からも退学者を出しており、高校からの推薦を受けて入学したことを考えると残念な結果であると言える。これは、比較的早い段階で進路決める必要があることから、志望動機がはっきりしないまま受験していることが影響しているのではないかとと思われる。

また、4 年制カリキュラムを平成 29 年度の入学生から開始した。3 年間の内容を 4 年間かけて学ぶ事に関し、時間的余裕があるものと誤認して、志望した学生も一定程度いたものと思料される。本校の教育は看護実践力を養うため、指定規則で定める 1,035 時間の 1.3 倍の 1,305 時間の臨地実習を行うなど、濃密なカリキュラムとなっており、ミスマッチも退学等の要因になっているものと考えられる。

さらに、令和元年度までの3年間（3年制の学生のうち留年者がいたため実質4年間）は、3年制カリキュラムに基づく学生が学内で混在していた。3年制教育と4年制教育を並行して講義を行っていたことから、従来に比べ教員の負担が重く、よりきめ細やかな学生への支援等に取り組む余力が生み出しにくい状況にあった。

<将来の改善・改革に向けた方策>

最近では、学力や対人関係の形成が十分でない学生も見受けられる。そのため、休学者が増加傾向となり、退学者が毎年ある程度の割合で出ていることにつながっていると考えられる。

今後は、学生の資質がどのように変化していくのか見極めていくことが必要である。そして、入学後の1年次にどのように学生を支援していくかが課題となっている。

また、本校は職業教育を行なっている学校であることから、進路については、本校の学生は入学時に職業選択をした学生であると言えるが、それでも「進路に悩みを抱えた学生もいる」という現状がある。

1. の1) 入学者の選抜の考え方でも述べたが、看護師になりたいという明確な意思を持った学生の確保が重要であるとともに、入学希望者や高校の進路指導担当教員、父兄の皆様は本校の大きな特徴である4年制教育に意義、特徴について、周知していく必要がある。また、入学後は学生の進路指導について、面談やスクールカウンセリングを活用して個々の学生の状況把握に努め、状況にあった適切な対応が取れるよう配慮していく。

4. 入学希望者開拓への取組み

<現状の説明>

学生募集の方法としては、入学試験の区分ごとに募集概要を記載した「入学案内」を作成し、郵送により希望者に配布するとともに、「AO入学試験」及び「一般入学試験」については、県内の全高等学校、看護系予備校に配布している。

また、神奈川県広報紙「県のたより」や神奈川新聞の「県民の窓」への記事の掲載、県のホームページ「お知らせ掲示板」、本校のホームページ等により広く周知を図るとともに、県内高校の進学担当教員や本校への進学希望者を対象とした「入試説明会」や、「学校見学会」、「オープンキャンパス」を開催し、入学試験や学校生活についての説明を行なっている。

さらに、高校新卒者の確保のため、校長及び次長により指定校推薦の指定校を中心に過去に入学の実績のあった学校や近隣の高校への「学校訪問」を行なっている。

このほか、広報活動に関し、本校ホームページでも学校行事等をタイムリーにアップするなど改善に努めるとともに、看護系予備校が開催する「学校説明会」への参加など、入学希望者の確保及びより適性の高い人材確保に向けて、積極的なアピールを行なっている。

<点検・評価>

学生の情報入手手段の変化に合わせ、学生募集にあたっては「ホームページ」などインターネットによる広報の充実に取り組んできた。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、「入試説明会」等が開催できない状況が生じていることから、「ホームページ」などを活用した広報についてより一層の充実・強化に努めていく。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

最近は少子高齢化の影響により高校卒業者が減り、また、看護教育を専門学校だけでなく大学においても実施する学校が増えていることから、入学希望者の確保が以前にも増して重要になっている。そのため、「学校案内」等を積極的に活用しながら、引き続き積極的にアピールしていく必要がある。

オープンキャンパスや学校見学会については、本校のホームページを見て応募する人が多いので、ホームページを充実させることが引き続き重要である。

県内高校の進学担当教員や進学希望者を対象とした「入試説明会」や高等学校への「学校訪問」等がある程度の成果をあげ、実際の応募に結びついている。今後も特に高等学校への「学校訪問」については積極的に行い、高等学校との関係をより密なものとしていくとともに、学校説明会等への参加を積極的に呼びかけていく必要がある。

VII 卒業・就職・進学

VII 卒業・就職・進学

1. 進路選択の状況と教育理念・教育目的の整合性

<現状の説明>

進路・就職支援については、1年次から就職ガイダンスを実施し、就職活動のイメージができ、自律して計画的に取り組めるようにしている。就職に関する情報提供は、学生が自由に閲覧できるように就職コーナーを設けている。進路係と学年担任を中心に、タイムリーに相談に応じ、希望の学生には模擬面接練習を行い、就職活動が円滑に進むように支援している。今年度はリモート面接の心得等、新型コロナウイルス感染症対策に応じた就職ガイダンスを追加し、学生の就職活動支援を行った。

国家試験対策は、模擬試験や外部講師による補講授業、成績低迷者強化対策等を行い、1期生は、合格率95.7%であった。

表 24 卒業・就職・進学・国家試験状況(令和3年3月卒業生)

年 入卒・就職等	令3年3月卒(1期生)
入学	86名
卒業	68名
就職者	63名
県内	63名
	0名
進学	5名
国家試験合格	65名

<点検・評価>

1期生の入学者の79.1%が卒業、95.7%が国家試験に合格し、県内就職率は100%であった。また、訪問看護ステーションへの就職者もあり、地域に貢献できる看護人材の育成をめざしていること、県立看護専門学校の使命を果たすことができている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

本校は、地域に貢献できる人材育成を行い、神奈川県内に有能な看護師を送り出す役割があることから、今後も就職対策、国家試験対策について計画的に取り組み、個々の学生状況にあった支援ができるようにしていく必要がある。

2. 卒業時の看護実践能力および卒業後の活動状況の評価

<現状の説明>

卒業時の看護実践能力の把握としては、卒業時の看護技術到達度を看護技術経験録により把握している。

<点検・評価>

令和2年度1期生の経験より、ほとんどの項目で経験できている。しかし、入院期間の短縮に伴い受け持ち期間が短期間となっていること、同意を得ることの困難さから、「与薬」に関する項目が低い経験率であった。

<将来の改善・改革に向けた方策>

今後も、実習施設と協力し、看護技術の経験ができる環境調整に努めていく。

VIII 地域社会・国際交流

VIII 地域社会・国際交流

1. 地域社会と交流するための体制

1) 地域社会への貢献とニーズの把握

<現状の説明>

地域社会への貢献としては、科目：地域密着健康教育による地域の各施設において施設の活動に参画しながら、施設利用者への健康教育等のイベントを企画・実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、平塚市富士見公民館主催による地域住民を対象とした感染対策講座を専任教員により実施した。また看護師等養成所進学者への進路説明、学生主体によるボランティア活動としてDVDの作成を行った。

<点検・評価>

地域密着健康教育の実施や地域の保健医療福祉従事者への教室・設備等の貸出を通し、地域における本校への期待・ニーズを知る機会となっている。本校の教室・設備の利用に対するニーズ、学生ボランティアへの期待は高く、今後さらに開かれた学校として地域社会への貢献を検討していく必要がある。

<今後の展望・将来の改善・方策>

本校の教室・設備の利用に対するニーズ、学生ボランティアへの期待は高いことから、今後も本校の紹介を積極的に行い、地域の皆様に活用いただく機会を創っていく。

2) 地域社会における資源の活用

<現状の説明>

令和2年度臨地実習施設として、病院12か所、産科診療所4か所、助産所11か所、訪問看護ステーション25か所、老人福祉センター4か所、グループホーム等13か所、地域包括支援センター13か所、就労継続B型事業所等8か所、保育園・学童保育等11か所、合計101か所の施設を活用している。全ての施設の協力により、地域で生活する人を理解し、地域包括ケアシステムの理解を深める機会となっている。

<点検・評価>

上記施設の協力により地域包括ケアシステムの各施設を網羅した実習を可能としており、本校が掲げる“新卒から地域で働ける看護師”に必要な力を培う環境を整えることができている。

<今後の展望・将来の改善・方策>

今後さらに地域施設との交流を図り、福祉のまち平塚の強みを活かし互いに発展できる関係を継続し学生の学習環境の充実につなげていく。

2. 国際交流のための体制

1) 学生・教員の国際的視野を広げるためのシステム

<現状の説明>

4年次科目として災害看護・国際看護を設置しており、災害看護・国際看護の領域において、実践活動の経験のある外部講師を招き実施している。授業のねらいは、グローバルな視点を持ち、保健医療分野での世界的問題と異文化理解にもとづく看護を理解し、国際協力の必要性や国際社会における看護の役割と展望について考えるとした。

世界の共通言語である英語力は今後ますます必要と考え、1年次英語では、書く英語より話す英会話を大切に、授業を実施している。

<点検・評価>

人を看るといふ本校の理念を基盤として、異文化への理解を深め多様な価値観を認め対象理解につながる科目が構成されている。令和2年度は、実践活動のある外部講師を招いて講義や演習を取り入れることで、活動の実際や視聴覚映像などから具体的な役割の学習ができています。

英語については、現在テキストでは、医療場面の英会話が含まれているが、より実践的な英会話に役立てられる工夫が必要である。

<今後の展望・将来の改善・方策>

社会的な動向から、今後さらに看護師に国際的な視点と活躍が求められている。カリキュラム改正に向けては、災害看護・国際看護は継続とし、英語については、より社会的ニーズを捉えた内容となるように3年次に「看護につながる英会話」を新たに科目として設置する予定である。

学校評価報告書 第2号

発行日 令和3年3月

編集 神奈川県立平塚看護大学校
令和2年度学校評価委員

発行所 神奈川県立平塚看護大学校
平塚市諏訪町 20-12
電話 0463-32-3533

印刷所